

第二百十二回国会参議院文教科学委員会會議録第五号

令和五年十二月五日(火曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

十二月五日

辞任

末松 信介君
齋藤 嘉隆君

補欠選任

田中 昌史君
勝部 賢志君

出席者は左のとおり。

委員長 高橋 克法君
理事 赤池 誠章君
赤松 健君
今井絵理子君
蓮 舫君
伊藤 孝恵君

委員

上野 通子君
臼井 正一君
末松 信介君
田中 昌史君
高橋はるみ君
橋本 聖子君
本田 顕子君
勝部 賢志君
古賀 千景君
宮口 治子君
下野 六太君
安江 伸夫君
金子 道仁君
中条きよし君
吉良よし子君
船後 靖彦君

国務大臣

文部科学大臣 盛山 正仁君
副大臣 文部科学副大臣 青山 周平君

事務局側

常任委員会専門員 武蔵 誠憲君

参考人

国立大学法人東京医科歯科大学学長 田中雄二郎君
総合科学技術・イノベーション会議常勤議員 上山 隆大君
北海道大学大学院教育学研究院准教授 光本 滋君
金沢工業大学大学院教授 高橋真木子君

本日の会議に付した案件

○国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(高橋克法君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

理事会在が延びてしましまして、大変定刻を過ぎて御迷惑を掛けました。申し訳なく思います。委員の異動について御報告いたします。本日、齋藤嘉隆君が委員を辞任され、その補欠として勝部賢志君が選任されました。

○委員長(高橋克法君) 国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。盛山文部科学大臣。

○国務大臣(盛山正仁君) この度、政府から提出

いたしました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国立大学法人は、それぞれの強みや特色を生かして、教育、研究、そして、その成果を生かした社会貢献に積極的に取り組んでいます。最近では、国際卓越研究大学制度の創設や地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの策定など、様々なステークホルダーとともに、研究力の強化に向けて大学の活動を充実させる政策を進めているところです。そのような中で、大学の大きな運営方針の継続性、安定性を確保することや、多様な専門性を有する方々にも運営に参画いただくこと、また、大学の自律的な財務運営を支えるためにも、規制を緩和することが必要です。

この法律案は、このような観点から、国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合するなどの措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、事業の規模が特に大きいものとして政令で指定する国立大学法人には、中期目標についての意見、中期計画の作成、予算及び決算の作成等に関する事項の決議、中期計画等に基づく法人運営の監督、学長選考・監察会議に対する学長選考に関する意見の陳述についての権限を有する運営方針会議を置くこととしております。また、そ

の他の国立大学法人も、長期間かつ多額の民間資金を調達する必要があることなどの特別な事情により、体制強化を図る必要があるときは、文部科学大臣の承認を受けて運営方針会議を置くことができるとしております。

第二に、国立大学法人等が長期借入金や債券発行できる費用の範囲について、現行制度上可能である土地の取得、施設の設置、整備、設備の設置に加え、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発、整備についても可能とすることとしております。

第三に、国立大学法人等の所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合には、現行制度上、個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることとしております。

第四に、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合し、国立大学法人東京科学大学とすることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(高橋克法君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(高橋克法君) 速記を起こしてください。

○委員長(高橋克法君) 参考人の出席要求に関する

る件についてお諮りをいたします。

国立大学法人法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国立大学法人東京医科歯科大学学長田中雄二郎君、総合科学技術・イノベーション会議常勤議員上山隆大君、北海道大学大学院教育学研究院准教授光本滋君及び金沢工業大学大学院教授高橋真木子君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（高橋克法君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（高橋克法君） 国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の皆様から御意見を伺います。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、田中参考人、上山参考人、光本参考人、高橋参考人の順にお一人十五分以内で御意見を述べいただきます、その後、委員の質疑にお答えいただきますいと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、その都度、委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず田中参考人からお願いいたします。田中参考人。

○参考人（田中雄二郎君） 田中でございます。

おはようございます。東京医科歯科大学学長の田中雄二郎でございます。

まず、私たちの大学等が含まれている法案を御

審議いただいております当事者の一人として、心から感謝申し上げます。

また、今日はこのような機会を与えていただき、ありがとうございます。せっかくの機会ですので、当事者として、本学と東京工業大学の法人統合に絞って私見を申し述べたいと思います。

資料を御覧ください。資料の二ページを御覧ください。こちらが資料になります。

これまでの経緯を御説明申し上げます。

令和三年の秋に、今から二年少し前になります。が、本学から東京工業大学に統合を打診し、令和四年春に統合形態について東工大、東京工業大学から具体的な提案があつて、ここに記されているとおりの経緯で今に至っております。

次のページ、三ページを御覧ください。

一法人複数大学の先行事例もありましたけれども、私たちは一法人一大学を選択することになりました。つまり、両大学は一つの新しい大学になるということです。一法人一大学を選択した理由は、両大学に重なる学部がないこと、メインキャンパスが電車で三十分程度と比較的近接していることから、統合した方がより多くのシナジー効果が得られると考えました。

次のページ、四ページを御覧ください。

統合に至った背景について御説明いたします。これまで両大学は、指定国立大学法人として広く理工学及び医歯学に関する知見を創出して、自在に応用できる人材の育成を通じて、産業の発展と医療の進歩を牽引してきたと自負しております。

しかし、人類は、これまで想像し得なかった地球環境の悪化や新興・再興感染症の世界的流行、少子高齢化の急速な進行など様々な課題に直面しています。これらの地球規模の課題や今後起こり得るであろう未知の問題の解決に向けて、両大学はその知を結集して、より大きな役割を果たすことが社会から期待されていると認識しております。

資料五ページを御覧ください。

これは経済産業省の大学発ベンチャー実態調査の資料です。少し字が小さいですが、縦軸は会社の数であり、横軸は過去五年間順番にどうなっていたかということを示しています。バイオヘルスケア分野は、その赤枠で囲ったところですけれども、ＩＴ分野とともに過去五年間でベンチャー数は急速な伸びを示しています。

下段に示す横長の棒グラフですけれども、これはその割合を示していますけれども、バイオヘルスケアだけでもその数は三割近くに及び、医療機器や素材、ＩＯＴなどを含めると、二つの大学で統合する、カバールする領域は八〇％を超えるというもので、極めて大きいことが分かっています。

このように、カバールする大学発のベンチャーが多いということは、単に外部資金の獲得が増えるということにとどまらず、社会貢献の度合いが大きくなると考えました。

次のページ、資料六ページを御覧ください。

このような背景から、両大学のこれまでの実績、伝統と先進性を生かしながら、統合によってかつてどの大学もなし得なかった新しい大学の在り方を創出することを目指すこととしました。このために、両法人の統合と新しい大学の設立を実現し、国際的に卓越した教育研究拠点として、社会とともに活力ある未来を切り開く決意を固めました。これが統合の目的になります。

次のページ、七ページを御覧ください。

新大学の目指す姿については、大きくは四点について合意しております。

まず、一点目としては、両大学のとがった研究を更に推進することです。研究者にそれぞれの興味に根差した研究を行える環境を提供します。二点目としては、医師、理工学、さらにはリベラルアーツ、人文社会科学を含む様々な学問領域が自由な発想で融合するコンバージェンス・サイエンスを展開することです。

三点目としては、高度専門人材、特に博士人材の輩出です。教養教育と専門教育を有機的に関連させた総合知の教育を充実させます。これによ

り、真に解決すべき課題を設定でき、その解決を導く人材を育成します。

四点目としては、構成員に高度なダイバーシティを実現することです。この下で、世界に開かれた知の創造と人材育成の場を構築したいと考えています。

次のページ、資料八ページで、新大学のキーワードであるコンバージェンス・サイエンスについて御説明いたします。

下段のように、現時点で私たちはグリーンテクノロジーから再生医療に至るまで幅広い分野で先端的な研究を展開していますが、統合によって、中段にあるように、地球環境、ウエルビーイング、トータルヘルスケアという社会課題に直結する新しい研究領域をつくることができると考えています。上段のように、さらに未来は、社会課題を率先して発見し、柔軟に新しい学術領域を創出して、社会とともに解決する大学であり続けたいと考えています。

次のページ、資料九を御覧ください。

コンバージェンス・サイエンスを実現するためには、知の循環を重視します。

スライドの下に、総合研究院と書かれた枠がありますけれども、この研究院をつくり、異分野融合の研究が研究者同士の交流から自然発生的に生まれるように大学で支援します。研究者同士が交流する場を創設することによって自然発生的に生まれるということを期待するわけです。

それに対して、スライド上にある未来社会創成研究院、これも新しくつくるものですけれども、大学が重点領域と考えた分野にインセンティブを用意して、医工連携を始めとする異分野融合の研究を促進する予定です。要は、言わばミッションで動いていくという、そういう研究院です。

さらに、社会実装が近づいた段階では、これも新設ですが、新産業創成研究院というものをつくり、そこで企業とともに実用化を図っていききたいと考えています。特に、医工連携については、医療工学研究所の設立を考えています。

次のページ、十ページを御覧ください。

大学病院は診療報酬に依存する今日の医療だけで財政的にも精いっぱいな現状があります。本学附属病院は、コロナ重症患者を当初から多く受け入れた病院で、社会からも大きな評価をいただきました。それは私たちの励みとなっています。しかし、ワクチンを含め、新たなコロナの治療薬の開発ができたわけでは残念ながらありません。明日の医療にまでは十分手が回らなかったということです。

この反省を踏まえ、新大学では、明日の医療を支える研究と人材開発を積極的に行うため、財政的にもこの部分を別会計にする予定です。別会計の財源は産学連携等の外部資金に求める構想となっています。

資料十一ページを御覧ください。

さて、新大学において、従来の日本の大学が陥りがちであった閉鎖的な組織文化を完全に払拭したいと考えています。本来アカデミアが持つべき自由でフラットな人間関係を構築することが極めて重要であると考えています。その下で、精神の余裕を取り戻した構成員による広く社会に開かれた創造空間を構築したいと考えています。

その実現に向けて、一点目は、全ての構成員の専門性と役割の尊重です。教員、職員、学生の別にかかわらず、一人一人が自らの誇りを持ち、お互いをリスベクトし協調できる組織文化を目指します。二点目は、試行錯誤を恐れず、イノベーションに挑戦する文化の醸成です。三点目は、大学の構成員自身のウェルビーイングの実現です。大学の構成員自身が余裕を取り戻すこと、それが自発性を生むことになり、大学の知の創出の源となるために必要不可欠であると考えています。

資料十二ページを御覧ください。

先ほど、構成員にチャレンジすることを、そういう文化をつくりたいとお話ししましたけれども、大学自身も常に変わり続ける組織でありたいと考えています。時代に先駆けた研究、教育、経営ポートフォリオの不断の見直しと、ポートフォ

リオに基づいた研究教育組織の改革、財務戦略の策定、病院事業の改革が重要で、それらを実現するために、学内の教育、研究、診療現場からのフィードバック、社会情勢を踏まえた運営の観点からのフィードバックが重要だと考えています。次、十三ページです。

細かい数字が並んでいますが、要は、両大学が統合することで、職員数、経常収益が二倍の規模となり、研究実績なども国立大学の上位五位に入ることになります。しかし、我々は、一プラス一が二ではなくて三にも四にもなるような統合を目指したいと思っています。

次のページ、十四ページを御覧ください。私たちがそれが可能だと思ふ理由をお話しさせていただきます。

東工大に行きますと、東工大のキャンパスの一番手前の建物に二二〇〇年までの未来年表が掲げられています。未来から今を考えて研究するという姿勢がよく分かります。他方、医科歯科大学では、病院における目の前の患者さんから研究が始まります。言わば、今から未来を考える視点です。このように、バックキャストとフォワードキャストの視点が融合することで、単に理工学と医歯学が交わる以上の効果が期待できると考えています。そして、その視点で社会とともに課題を解決していきたいと考えています。

最後ですけれども、大学統合に当たつての要望を申し上げたいと思います。

これからの社会の変化に伴い様々な理由で統合を目指す大学が出てくるのではないかと思います。そのような大学のためにも、大学統合が行いやすいように、このページにある二つの点について御配慮をお願いしたいと思っております。もちろん医学科のように国レベルで定員管理している学科は別ですけれども、現在の分野別の大学ごとの厳格な定員管理は、例えば入学後の進路変更の妨げにもなり得ます。学生の定員管理の柔軟化を今後御検討いただきたいと思います。

また、世の中の変化に迅速に対応できるように

に、これまでの学生総定員の中であれば、その大学に許されている学生総定員の中であれば、新たな学部の創設や再編等の取組を行うことが必要になると思っています。その際には設置審での様々な手続がありますけれども、できる限り軽減していたければ有り難いと思っています。

また、統合前後は教学管理システムや労務管理システムなどの統一が必要になります。これには非常に経費が掛かることが予想されています。科学大学でも、様々な統一作業は統合後も数年は掛かると見込んでいます。統合に関する一定期間の予算支援をお願いしたいのです。これによって、ほかの大学も統合を考えたときに、それに対してちゅうちょすることがなくなるのではないかと思います。以上で私の陳述を終わります。御清聴ありがとうございました。

○委員長（高橋克法君） 田中参考人、ありがとうございます。

次に、上山参考人をお願いいたします。上山参考人。

○参考人（上山隆大君） おはようございます。内閣府の総合科学技術・イノベーション会議、我々CSTIIと呼んでおりますけれども、その常勤議員をしております上山でございます。

このような機会をいただきました。今回、国立大学法人法の改正についての御審議をいただくこと案に至ったということを変えていくという大きな一歩となると思います。是非とも御審議をいただきたいと思います。

この数年間、文科省と一緒にありまして、内閣府のCSTIIでは、この法律の背景にある国際卓越大学制度、十兆円のファンドを動かしながら国際卓越大学を制定していくというスキームをつくってまいりました。同時に、それと補完する形

ではありますけれども、地域中核・特色ある研究大学振興パッケージというものをつくり、トップ層の大学のみならず全ての国立大学に、あるいは私立大学、公立大学も含めて支援をしていくという背景をつくってまいりました。

このような動きの中の背景を二つほど申し上げます。

まず一つは、二〇〇四年の国立大学の法人化以来、国立大学に対する運営費交付金は毎年一％ずつ、十二年間にわたって削減を徐々にされてまいりました。もちろん、その資金というのは競争的資金へと、決して全体としてのフレームワークは変わりませんけれども、国立大学の自由に使える運営費交付金というものが毎年一％、十二年間にわたって削られていったということは、大学のパフォーマンスを考えると非常に非常にシリアスな問題であると考えたのが一つの背景でございます。

もう一つは、各国のトップ層の大学の研究あるいは教育のシステムががらりと大きく変わっていくことと見据えなければいけないというところですね、に対する国家の支援は急速に伸びております。全般として、世界のどの国においても、アカデミア、大学、研究に対する国家的な投資というのは確実に増えている、しかもまた、その増え方が加速度的に増えているという現状でございます。

同時に、国由来の資金だけではなかなか手当てのできない非常に複雑な研究と教育の在り方に関して、例えばハーバード大学は独自の基金を一九七〇年ぐらいから積み上げてまいりまして、今大体六兆円ぐらいの独自の基金を持ち、その基金を世界中のマーケットに投資をして、毎年九％ぐらいの利益を上げ、そのうちの五％を必ず大学の研究と教育、フェローシップ、学生への支援に向けているということをやっております。すなわち、毎年国由来の資金でないものが二千億から三千億円ぐ

らい各大学に入っているという現状でございます。この間、各国のトップ大学は、その財務構造を見ますと、ほぼ大体毎年七％ぐらいの勢いで確実に伸展をしている。七％で伸びるということは、十年たつとその大学の財務構造がほぼ倍になるという激しい勢いで各大学の、各トップ大学の競争力を高めているという現状でございます。

翻って、我が国の研究大学、いわゆるトップ、大型大学を見ますと、相変わらず運営費交付金と僅かな民間からの資金を得ながら、東京大学、例えば例を挙げますと、年間の財務が大体二千五百億円でございます、これは病院収入も入れてですが。例えば、私のよく知っているスタンフォードなどですと、今もうほぼ一兆円に迫ろうとしていますが、年間の予算がですね。これがこの十年間でほぼ倍になりました。この倍になる勢いというのは、もちろん国家による公的な税金由来の資金が入ったということもありますが、同時に、スタンフォードで今大体四兆円から五兆円ぐらいの基金を持って、かつ寄附を拡大させながら、財務構造を健全化させているという現状でございます。

果たして我が国においてそのようなトップ大学は何か必要なのか、あるいはあり得るのかということについてはいろんな議論がございますが、恐らくは五校から八校ぐらいの間の研究大学が世界におけるトップトウエンティに入り、そういったトップ校と競争していき、様々な大学からのリクルートメントで研究者を引き抜きながら競争しているという現状に対して、どのような方策を我が国のトップ研究大学はなすことができるのかということが問題の背景としてございました。

もしハーバードやスタンフォードが数兆円規模の研究基金を持つているとすれば、それを到底各大学が今の現状ですぐに確保することができない。だとすれば、その彼我の差を埋めるためにも十兆円規模の基金をつくって、その基金を国として回して、国として投資の仕方をモデルをつくらせて、各研究大学にそのモデルを引き受けてもらう。そのためのある種の種銭としての十兆円を考

えてほしいということが我々の希望でございます。同時にそのことを文部科学省では非常に切実に強く受け止めていただいて、タッグを組んでこの十兆円規模の国際卓越大学用のファンドというのをつくったところでございます。

同時に、先ほど第一点と申し上げましたように、トップの研究大学だけではなくて、全ての研究大学に対してのやつぱり研究支援を国家としてやるべきだということの中から、改めて財政当局と図って二千億円の資金をつくったところでございます。今この二千億円については六十九校の大学が申請を出してきて、今申請の審査の最中でございますが、先般二十七大学に絞り、さらにまた、恐らくは十三大学ぐらいまで絞ることにしたいと思います。その目的というのは、トップ層の支援する研究大学のみならず、幅広い国立大学、公立大学、私立大学にも視線を向けながら、研究の在り方、教育の在り方に対して国家的な支援をしていくというフレームワークでございます。

このようなことを考えますと、我が国の研究大学あるいは大学に置かれている世界における環境は極めて劣後していると思います。

かつ、世界中の国々がなぜ大学にこれほどの資金を入れるようになったかと申し上げますと、それは、明らかに全ての国において知識基盤型の社会がもう到来をしているということです。従来のような産業社会ではなくて、新たな知恵を生み出し、新たな人材を生み出し、新たなスタートアップ企業を生み出していった、そして社会の負託に応えることができるような大学をつくっていく、そのためにも国家的な投資を拡大しなければいけないという背景があったと思います。言わば、その知識基盤型社会における大学の在り方を考えますと、単に十八歳の学生がやってきて、四年間、企業に行くまでの間の教育をやっているという大学の形では、到底世界の中でのこの劣後環境を改善することはできないと強く信じております。

そうすると、単に大学の研究者だけが考える大学でいいのか。社会の負託に応えるために、

様々な社会の声を大学の中に引き受け、その声を大学のシステムの中に反映するような第三者のアドバイスが必要だろうと考えたことも事実でございます。それは何も第三者が大学の自治を侵すということではなくて、むしろ大学の在り方、研究の在り方、教育の在り方に関して幅広い社会のステークホルダーの声を反映させる組織として、運営協議体、日本もつくるべきだと考えたことは事実でございます。それは、とりわけトップ層の大学についてはこれは国際的に活動をしていかなければいけませんから、そのステークホルダーというのは、単に国内のみならず、海外のステークホルダーの声も反映するような第三者委員会が必要だろうと考えました。

しかしながら、これは単にトップ校だけではなくて、恐らくはこのような意識を持つている大学は今後増えていくだろうと、そのような大学をサポートするような組織体というのもあり得るかもしれないと考えたことは事実でございます。今回の国立大学法人法の中でその範囲が広がりが過ぎているという声があるとは理解しておりますが、我々は、基本的にこれは国際卓越大学のフレームワークの中で考えたことでございます。それが、そのような方向が正しいと考えられる、お考えになるような、国立大学においても同じようなシステムが広がっていくかもしれない、それはそれぞれの大学の御判断に任せべきだということふうに考えております。

その意味で、しばしばなされるような大学の自治を侵すとか、あるいは学問の自由を侵すということほかからも考えたことはございません。むしろ、このような潤沢な資金をもって国家がサポートをし、あるいは幅広い社会のステークホルダーがサポートすることによって大学の自治が守られる、あるいは学者の自由が守られる、そのような方向性をずっと探ってまいりました。

外部の運営方針会議なるものができますけども、この運営会議は、先ほど申し上げましたように、幅広い社会の声を反映させる一つのメカニズ

ムにすぎない。また、その運営会議の在り方に関しては、大学の中における教員、学生の方々の声が反映されて決まっていくものですから、最終的にはそれは大学の自治の中できちんと担保されるはずだと強く信じております。最終的にその方向性が大臣によって承認されるという構造についても様々な議論があるとはお伺いしておりますけども、これは今の国立大学においても最終的に学長の承認についてはやつぱり文科大臣の承認が必要だということになっておりますので、そのことの整合性については、新しいシステムとこれまでのシステムとそれほど大きな差異はないだろうというふうに考えてございます。

また、特定大学あるいは準特定大学という用語が飛び交っているとは聞いておりますけども、これは何も大学を二つに分けるとか三つに分けるということをおそらくは文科省はお考えになっておられないと思います。CSTIの中ではそのような議論をしたことはございません。

私たちのところでは、まずは特殊、非常に強い研究大学をつくる、そのためのファンドを形成をし、それに重点的な支援をし、かつそれを多くの大学の中にその成果を広げていくということだけを考えておまして、その意味では、今回の国立大学に関する法人法が順当に成立することによって、改めて、今既に始まっております国際卓越大学のフレームワークを更に前に進めていき、そしてまた、そのような大学だけではなくて、幅広い研究大学、あるいは教育大学、あるいは地域に対して大きな貢献をなすような大学に対しても国家としての支援を広げていっていきたくと、あるいは広げていっていただきたいと、こういう強い希望を持っております。

この間のプロセスについては、できる限りトランスペアレンシーを持って、透明感を持って様々な関係者に対して御説明を申し上げてまいりましたし、CSTIの中でも専門調査会を開き、その中でも多くの方々に来ていただいて、御批判をいただきながら、国際卓越大学のフレームワークを

つくったところでございます。

でも、やはり何十万人といるそれぞれの研究者の中には様々な御疑問を持たれる方もいらっしゃると思いますので、今後はこのプロセスを推進していくとともに、できる限り多くの大学の関係者、教職員、学生たちとも対話を重ねながら、私たちが意図していること、あるいは文科省とともにやってきたフレームワークが決してこれまでの大学のシステムを壊すものでもないし、むしろ我々は強い応援団としてアカデミアを支えていきたいと、大学あるいは研究者、学生たちに対する強い応援団であっていきたいと思って、このシステムを進めてまいりました。

今回の国立大学法人法の改正というのは、その最終的なメルクマールでございますので、是非とも先生方には真摯な御検討をいただいて、この法案に対して積極的な御賛同を賜れば大変有り難いと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋克法君） ありがとうございます。次に、光本参考人をお願いいたします。光本参考人。

○参考人（光本滋君） おはようございます。光本滋と申します。

私は、北海道大学大学院教育学研究院の教員です。専門は教育学です。特に関心を持っておりますのは、青年期以降の教育です。教育は人格の完成を目指しという言葉が教育基本法にありますけれども、このような教育を高等教育にも実現していきたい、高等教育において人格の完成を目指すような教育を実現していけるような大学法制的な在り方について探求しております。

さて、本日は、参議院文部科学、失礼しました、文教科学委員会におきまして、参考人として意見を陳述し、また委員の皆様への質問に答える機会を賜りましたこと、お礼申し上げます。

と同時に、参議院だけでなく衆議院を含めた本国会の審議の状況に関しても一言申し上げたいこ

とがございます。

国立大学法人法の一部を改正する法律案は、十月三十一日に閣議決定され、国会に提出されました。法案は既に衆議院本会議で可決されておりますが、昨日確認しましたところ、衆議院のホームページに掲載されている本会議の議事録は十月二十三日までのものでした。文部科学委員会の議事録は十一月一日までのものでした。本法案の審議に関する議事録は、いまだ一切公表されていないわけです。しかし、参議院の法案審議も始まっています。なぜこんなに急ぐ必要があるのか。参議院の審議は、参考人だけでなく、多くの大学関係者、国民が衆議院の審議の状況を知り、更に検討すべき点などについて意見を持つようになってから始めるべきなのではないでしょうか。おまけに会期末は十二月十三日です。残り期間に十分な審議を行うことは非常に難しいのではないのでしょうか。

また、法案自体にも問題があります。詳細は省きますが、本法案、大変複雑な構造になっておりまして、全体が大きく二つの部分に分かれておりですね。この二つをつなげないと法案が理解できないんですが、そういった資料が実はないので。仕方がありませんので、私は二つの部分を一本にまとめて、条項の番号も整理して、自分で整理したんです。果たして委員の皆様はどのようにして法案の全体像を理解されていますでしょうか。

昨日の午後、昨日です、参議院の事務局から国立大学法人法の一部を改正する法律案、閣法第一〇号参考資料、ここに、机上にあるものと同じですね、というのが送られてきました。ありがとうございます。

その中には、本法律案の概要というのがあって、条文の解説や関連資料も載っているのので理解の助けになりました。しかしながら、ここにも改正後の法律を一本にまとめたものはありませんでした。

このような状況で、果たして法案を理解し、き

ちゃんと審議することができるとでしょうか。会期末までに法案審議を終結させてしまつてよいのか、良識の府と呼ばれる参議院の文教科学委員の皆様には是非考えていただきたいと思っております。

さて、法案、本題に入ります。

私、本日ここに参りますまで、本法案の内容、どのような方が作つたのか分かりませんので、ひよつとしたら内閣府の意向もあるのかなとかいろいろ考えていたのですが、今の上山参考人のお話を聞いて、伺いまして、それもちよつと違うのかなと少し混乱しております。

法案の問題点につきまして、衆議院でも既に指摘されている点も多々ございます。本日は時間限られておりますので、ここでは三点に絞って指摘したいと思ひます。

率直に申し上げて、本法案を作つた方は国立大学法人法制というものを理解していない、ないしは関心がないのではないかとこのように思っております。そういったことが浮き上がるのではないかとこのように思っております。

さて、第一の問題です。運営方針会議を置く国立大学法人を政府が指定するということです。

先ほど、上山参考人は、国際卓越の制度が広がっていくことがあるかもしれない、しかし、それはそれぞれの大学の御判断に委ねるべきとおっしゃいました。私も全くそのとおりだと思ひます。

ところが、この法案はそれと異なっております。国際卓越研究大学ですとかあるいは指定国立大学法人というものがございしますけれども、いずれも、大学設置者、国立大学の場合は国立大学法人が応募し、文部科学大臣が認定や指定をするこ

とになっております。つまり、大学側に選択の余地があるわけです。ところが、本法案では、運営方針会議の設置という国立大学法人のガバナンス体制の大きな変更を、当該の大学の意見を聞くこともなく、言わば上から決めているわけです。特定の国立大学法人の指定は政令によって行うわけ

ですから、これを増やしたり認定を取り消すことも政府のさじ加減次第ということになります。

このような制度は、従来の国立大学法人制度との関係においても異常なものです。国立大学法人とは、中期目標期間の業務実績に対して評価を行い、評価結果を参考に組織、制度を見直したり、

次期の中期目標、中期計画を策定していくことを根幹とする制度です。このこと自体にも批判はありますが、言わば政治主導により始められた国立大学法人化の議論が独立行政法人通則法をベースにした法人化の道を選んできましたことから、現在の形に落ち着いたのです。そして、そのような中であつて、憲法上の要請である大学の自治を侵害しないようにするために、中期目標の策定や評価の方法に工夫を凝らしてきたのです。

ところが、今回の法案は、こうした国立大学法人の評価制度と関わりなく、国立大学法人の組織、この文言は改正後の目次にあります、の中に特定国立大学法人等の特例等を創設しようとしております。つまり、特定国立大学法人とは、従来の評価制度、国立大学法人法制を無視した、あるいはこれとは異質な制度なのです。

続いて、第二の問題です。

運営方針会議は、国立大学法人が自発的につくった場合でも重大な事態を生じます。法案では、運営方針会議は、運営方針事項、すなわち中期目標についての意見に関する事項、中期目標の作成又は変更に関する事項、予算作成に関する事項等を決議することにより決定するとされています。当然、現在の国立大学法人の諸機関が持つ権限を制約します。なぜこのようなことが可能になるのか。

盛山正仁文部科学大臣は、衆議院の審議において、今回の改正法案により学長の決定権限の一部を移譲する、つまり譲り渡すものだと説明なさつております。これは奇妙な論理です。国立大学法人の学長は、大学の長と法人の長という言わば二つの顔を持つ存在です。国立大学法人法を改正することにより学長の権限を移譲することができると

しても、譲り渡すことができるのは法人の長としての権限にとどまるはずです。

国立大学法人以外の独立行政法人、中期目標管理法人というのがありますが、ここでは法人の長が中期目標について意見を述べるということを規定していません。一方、国立大学法人法は、文部科学大臣が中期目標を策定する際に国立大学法人の意見を聞くことを義務付け、学長が中期目標に関する意見を述べる権限、すなわち中期目標の原案策定権を持つと定めています。これは、国立大学法人が他の独立行政法人と異なり、大学の教育研究の特性に配慮した仕組みとなっているためです。つまり、学長が中期目標の原案策定権を持つというのは、学長が法人の長だからではなく、そうすることが大学という組織にとって必要だからなのです。

このことについて、国立大学法人法が国会審議された当時の遠山敦子文部科学大臣は、委員会質疑の中で、中期目標に関する国立大学法人の原案への配慮義務を規定いたしました国立大学法人法案第三十条第三項は、教育研究の特性への配慮を定めた第三条と相まって、国立大学法人が作成する原案を最大限尊重するという趣旨であるというふうに考えておりますと答弁しています。

ところが、本法案では、第十一条第三項が定める学長が決定権限を持つ事項の第一号、中期目標についての意見の括弧書きというのがその中にありますが、この説明をこっそり書き換えています。これにより、学長が決定権限を持つのは、大臣に対して述べる意見、中期目標原案の内容ではなくなり、大臣に対して意見を述べることで、つまり中期目標原案を提出する行為だけとなりました。そして、新設の条文、第二十一条の五第一号の方で、中期目標についての意見に関する事項の議決権を運営方針会議に与えています。

一方、運営方針会議の権限や組織に関しては、教育研究の特性へ配慮する規定は何もありません。衆議院の議論で明らかにされたように、民間企業の経営の実務経験がある人を委員として想定

しているなどと言われています。

国立大学法人法では、教育研究評議会は、中期目標についての意見に関する事項、中期計画に関する事項に関する審議権を持っています。このことに関して、盛山文部科学大臣は、衆議院の委員会において、改正案が成立した場合には、中期目標に関する意見や中期計画の作成等については、経営協議会や教育研究評議会の審議などを経て学長が原案を作成し、その原案について運営方針会議が議論して決定することになりますと述べています。運営方針会議が原案について議論する。遠山文部科学大臣のように、原案を最大限尊重するとは言わないんですね。

このように、本法案が成立することは、国立大学法人法が制定以来保ってきた大学が持つ中期目標の原案策定権の意義を喪失させかねない、国立大学法制史上の重大事件だと言わなければなりません。

第三の問題。法案策定の経緯が不明であり、改正の必要が分からないことです。

既に述べたように、本改正法案は、国立大学法人のうち、規模が特に大きなもののうち政令で定める法人に対して運営方針会議の設置を義務付けるとしています。国際卓越研究大学制度と関わりなく、大学の自発性に基づくこともなく、特定の大学に合議体を設置させるという重大な方針変更は、いつ、誰によって行われたのでしょうか。

運営方針会議、最高意思決定機関としての合議体というアイデアは、先ほど上山参考人が申されました十兆円の大学ファンドを原資として助成を行う国際卓越研究大学に関する議論の中で生まれました。というよりも、国際卓越研究大学に限定した話でした。

二〇二二年二月にCSTIの最終まとめが公表されました。ここでは、国際卓越研究大学に対して独自のミッションを与え、認定条件として最高意思決定機関としての合議体を置くということを提言しています。その後、この最終まとめを基に作られました国際卓越研究大学法が昨年の通常国

会で成立しました。国際卓越研究大学法は、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学に対して、文部科学省令で定める基準に適合していることを求めています。そして、この法律の規定を受けて、省令により合議体の設置が必要とされているのです。

国際卓越研究大学法の法案審議、参議院の委員会において、当時の増子宏高等教育局長は、国際卓越研究大学は、多額の運用益が回ってくるということで、一人の学長だけではなかなかその辺の責任が果たせないだろうということで合議体を設けておりますので、その辺の、その他の国立大学法人につきましては通常どおり学長のリーダーシップで大学運営を図っていただくと述べています。

方針変更の経緯を示す文書は、一般の国民はもとよりですが、私も大学教職員にも一切示されておられません。衆議院の参考人質疑で明らかにされたように、国立大学の学長、元学長の方々、本日見えられています田中参考人も衆議院の参考人質疑で申されておりましたが、ですら、法案の内容を知ったのはごくごく最近だというお話ですが、私から質問することはできないと思いますが、もし御存じなら上山参考人に教えてもらいたいです。政府内できちんと審議、検討したのであれば、その過程を公表すべきです。それが行われな

い限り、本法案の立法事実が不明です。立法事実不明の法案を成立させることがあってはなりません。

最後に、法案が成立した場合に予想されることを述べます。今から約二十年前、国立大学の法人化が行われました。当時、積極的賛成派と言えばよいのか、法人化すれば国立大学は自由度が高まる、経営上のメリットがある、社会との積極的な交流が生まれると言っていた方々もいました。一方で、消極的賛成派あるいは容認派は、法人化によって大学

は変わらない、変えてはならないと言っていた。もちろん、当時反対していた方々もいました。

二十年たった現在、どうか。未来を予想することは困難であるとしても、国立大学法人の、国立大学法人化の結果の予測はそれほど難しいことではなかったはず。当時から、国の統制が強まり大学は自由を失っていく、大学は独立採算を求められるようになり、授業料が引き上げられ、経済的な観点から教育研究組織や大学が再編されていくことになる予想し、法人化を批判してきた方は少なくありませんでした。

大切なことは、予想どおりになったかではなく、予想が違ったなら違ったで結構ですから、それを認め、なぜそうなったのか反省し、同じ見当違いを繰り返さないようにすることだと思っております。当時法人化の旗を振ってきた人々の中で、現在そうしている人がどれだけの人のか。現在、運営方針会議をつくらうとしている人たちの中に、二十年後、十年後でもいいですけれども、この改革のてん末が誰の目にもはっきりしたときに責任ある行動を取る人が果たしているのかと考えると、この改革を支持することは私はできないという気持ちになるのです。

大学に数々の被害をもたらす重大な問題を持つものであり、立法事実も分らない、こんな法案は当然廃案にすべきことを述べて、私の意見陳述を終わります。

○委員長(高橋克法君) ありがとうございます。次に、高橋参考人をお願いいたします。高橋参考人。

○参考人(高橋真木子君) ありがとうございます。高橋真木子と申します。

私は私立大学の教員ですが、今日は法律改正に関連する二つの経験を持った者として意見を述べさせていただきます。

一つ目は、本法案に係る省庁の審議会などへの委員としての関与です。

具体的には、まず一つ目として、今までも話題

に出たと思いますが、文部科学省科学技術・学術審議会の大学研究力強化委員会です。この議論を通じて、現在、選考、認定の過程にある、国際卓越とパッケージである、対を成す地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の検討、審査を担う事業推進委員会の委員も務めております。

これに加えて、昨今と申しますか、済みません、昨今じゃないです、この十年以上、二十年以上ですね、大学の機能強化はもちろんいろいろなところで議論され求められてきたところですが、そのうち、大学の機能を少し分化させていくという意味では、研究力の強化は非常に重要な議論として一つのトピックでありました。その研究力強化の議論をした指定国立大学創設の議論、また、科学技術・学術審議会の下に設置されている産学連携関係の委員会の委員もさせていただいております。

なぜこのような若輩者の私がこのような委員をさせていただいたかという、今、光本参考人からおっしゃられた、二〇〇四年以降の国立大学の激変に実務者としてその荒波の中で仕事をしてきたという実体験からです。

まず一つは、この委員としての経緯に関わったところと、自分自身が、この国立大学が変わっていく中で、その必要性和難しさ、そして課題があるけれども、それでも進めなくちゃいけないかというところを、私は今日この場で少し自分の経験も含めて申し上げたいと思います。

二つ目の観点というのがまさにそれでして、今、日本の大学にはURAという研究推進支援の専門人材が、日本全国で、たつたですけれども千六百人ほどおります。この方たちは、二〇一一年以降、文部科学省の政策により、大学の中で主に研究者とともに研究推進支援の役割を担う専門家として徐々にその定着を図ってきたところです。

私自身、分子生物学で修士学を取った後、三十年間、約、いわゆるURAのような仕事をしてまいりました。現在では、そのコミュニティー、日本の中での千六百人をまとめるような形でこの

コミュニティーの形成にも貢献しておりますし、その中で、国際的な学会のようなものがありますけれども、ネットワークにも関与する機会を恵まれました。そこで得たのは、日本の大学の圧倒的な世界の流れに対しての蚊帳の外感であり、これでは非常にまずいという危機感です。

今日、三つのことを申し上げたいと思っております。

まず一つは、もう共有されているとは思いますが、日本の科学技術力低下に関する現状認識です。

これはもう一定の認識を持っていらつしやると思いますので非常に簡単に申し上げたいと思いますが、国際比較でいうと、各数字が非常にシビリアな現状を示しています。

主たる理由は四つほどあると思っております。大学の基盤的経費の削減、競争的資金による事業の増加、ここが増えたことによつて激増した大学及び研究者の事務コスト増、また、三点目として現役研究者の研究時間の減少、特に若手で顕著です。四点目は、研究者の任期制割合の増加。これらはいずれも連関する現象であり、これがひいては、一つとして科学者という職種への魅力の減少、二つ目は博士課程進学率の減少という、国に中期的に、中長期的にもうポディブローのように利いてくる負のスパイラルを加速させています。今までの三人の参考人の先生方がおっしゃった意見も、このそれぞれの事象を捉えてどうすべきかということに刺さっているのだと思います。

この危機的な状況を幾つかの大学の先生方が、総長、学長のリーダーシップで何とか変えていく方策、今回のこの事業というのはその方策の一つだというふうには私は理解しております。

まず、これが一点目の科学技術力低下に関する現状認識です。

この根拠、どうしてこの認識についてこの対策があり得るのかということ、このシステム、制度が動いたときに実際次にどのようなことが必要になってくるのかということについて、私の現場

感覚を含めて申し上げたいと思います。

まず、最初に申し上げた、世界から取り残されるという圧倒的な危機感と、どうすればうまくいくかということについては、連関するのでまとめ申し上げたいというふうに思います。先ほど私の実務経験と申し上げたユニバーシティー・リサーチ・アドミニストレーター、研究推進支援の専門人材に関連するところです。

欧米諸国のどの大学でも、今、いわゆる大学の二大職種、事務方と研究者以外に、大学をうまく回していくためには、それ以外に重要な専門家がいます。田中参考人がおっしゃった、新しい大学において産業界と窓口になるような組織、これには知財の専門家、契約の専門家、コンプライアンス、データ、そのような、大学の今までの方たちにはなかなかないような、また、今後新しい、世界が動く中で大学が果たす役割を果たすためにいろいろな専門家が必要になります。そういう方たちをどうやって大学の中の一員として担わせて、大学の中に職種として定着させて、大学として組織がうまく回していくのか、これは非常に重要な問題で、日本だけの問題ではありません。もちろんアメリカもヨーロッパもそれに対して手を打ってきています。その一つの職種が、総称すればユニバーシティー・リサーチ・アドミニストレーターです。

圧倒的な危機感ということについて、私は、そういう意味では、概念ではなく、今年の五月に体験した惨敗する思いを申し上げたいと思います。私は、日本のURAのコミュニティーの代表者ですが、この五月、南アフリカのダーバンで開かれました国際大会に行つてまいりました。参加者は世界四十か国から五百人程度、URAの専門家が集まる会議です。ここでは、二年に一回開かれているわけですが、アメリカやEUの大学のうち、いわゆるアフリカに対して連携を取りたいという人たちが非常に積極的にアフリカの大学に対するアプローチをしていました。

今、我々が国内でアフリカの大学をどう認識し

ているかという、指標で見れば、まだまだそんなに私たちの存在を脅かすものではないと思います。むしろ地域的だった学術的なダイバーシティーの観点から、うまくイコール、うまくパートナーシップを結べるような相手だというふうにきつと思つていると思います。

しかし、その五月のダーバンで感じたのは、ヨーロッパに関しては、ヨーロッパの連携、EUフレームワークというのがありますけれども、アフリカの大学といかに人としてつながり、フアンドをきちんとして共同で回し、そこから研究成果を生み、ひいては研究をうまく連携して共同研究で持っていくか、そのためのアプローチのために応援団、視察団を送つていました。また、アメリカの大学の方は、いかにアメリカのフアンドをアフリカの大学と一緒ににつくって動かしていくかというために、アフリカのシステムについて、あつ、アメリカのシステムについてアフリカの大学に直接説明をするような、そういうセツションを多く持っていました。

では、日本はどうかというと、あいにくその五百人の参加者のうち、私とその国際機構の二年間チエアを務めたんですけれども、私とう一人、一緒に付いてきた人たちだけです。なぜかというところ、一つには、まだURAの歴史が日本では浅いから、千六百人しかいないからですし、個々の大学でも活動を始めていますけれども、そういう人たちがまだ大学の中で、あしたの仕事には関わらないかもしれないけれど、五年、十年先の国際連携のために大切だからさういうところに人を送るという判断がなかなかできないからだと思います。これは単に一つの例です。

やはり、大学がこれから自分の大学の強みを生かし、場合によつては五年、十年先の投資のためにアフリカまで人を出すすとか、うちの大学の研究資源として最もいいパートナーはアフリカなのでという形で積極的な手を打っていくようなことをなかなか今の日本の大学ではしにくい、ここが一つ致命的に日本の研究力にとつてダメージに

なるというふうに私は思っております。

これには、これを解決するのはそう簡単なことではないです。もう既にいろいろな御議論がされていますし、お金も投じているということも理解しています。しかし、やはり私の実務経験から思うのは、個々の施策がピンポイントで連携をつなげるのがどうしても組織レベルではなかなか難しいということだと思います。

今の経験に基づくと、一番いい打てる手というのは、やはり大学のトップが自分のこととして、自分の資源でどう資源配分をし外の資源をうまく使えるかという、もう少しそのハンドリングを大学側に持たせること、そのためには今回の国際卓越と地域中核という政策パッケージは非常に有効であると思っております。このシステムをうまく回すために、今回の法案に関して、地域目標や地域計画が一人の学長の領域を超えて組織として意思決定をうまく進めていくために非常に重要だと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（高橋克法君） ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。

○委員長（高橋克法君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、末松信介君が委員を辞任され、その補欠として田中昌史君が選任されました。

○委員長（高橋克法君） これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑及び答弁は着席のままで結構でございます。

○高橋はるみ君 自由民主党の高橋はるみと申します。

今日は、参考人の皆様方に対する質疑の、質問の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。それぞれ四人の参考人の皆様方、それぞれ

の専門分野から大変意義ある御発言をいただきましたこと、まず冒頭、御礼を申し上げます。

それでは、時間の許す限り、四名の参考人の方々にそれぞれお伺いをしてまいりたいと思っております。

まず、最初に意見をおっしゃっていただいた田中参考人にお伺いをいたします。

東京科学大学への統合を進めようとしておられるわけがあります。その御説明の中で、コンバージェンス・サイエンスの展開を目指すといったような大変わくわくするようなお話をいただいたところでありますが、更なるこの統合大学の飛躍を目指すために、本法案では大学の統合以外も、合議体の設置等の規定もあるわけですが、本法案の他の規定の施行について、統合後の大学の活動の場を更に広げていくため、どのように活用していくこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○参考人（田中雄二郎君） 御質問いただき、ありがとうございます。

まず第一に、運営方針会議については、やはり社会のステークホルダーとともに大学を運営していきたいというのは、東京医科歯科大学でコロナ対応したときから感じていたことでございますので、それは活用していきたいというふうに思っています。ですから、いろんなステークホルダーの方に参加していただく形が望ましいと思います。それから、二番目の規制緩和なんですけれども、これは大変有り難いと思っております。東京科学大学ではまだ新たに大学債を発行する、法人債を発行する予定は今のところありませんけれども、これが発行する段階になったときに、言わばハードだけでなくソフトの部分にも使用が可能になったということは、大学の運営にとっては将来非常に有用なことだと思っております。

○高橋はるみ君 失礼しました。

ありがとうございます。

それでは、次は上山参考人にお伺いをいたします。

今回の改正法案は、日本の大学が世界トップレベルを目指す国際卓越研究大学に必要なガバナンスとして合議体の設置を求めることにつながるものでございますが、本法の施行によりどのように研究力強化につながっていくとお考えでしょうか。

○参考人（上山隆大君） 我々とする、この間の二十年間にわたる研究力の、低下とは言いませんが、まあ足踏み状態ということに対して、非常にシリアスに考えて政策を議論をしてまいりました。何よりも、この合議体が入ってくるということは、大学の中において研究のレベルでもとてもポジティブな影響があると思います。

なぜかといいますと、この研究の内容は多岐にわたるように拡大、多様化しております。例えば、最近でいえば、地球環境の問題、感染症の問題、社会の様々な課題に関して研究者は一体どういう方向で更に研究力を発展させていけばいいのかについて当然ながら考えなければいけません。

が、そのような情報を外部のステークホルダーの方々からいただく、また、それに関してどのような形で財務的にそれを支えるのかという議論は、恐らくはこういう外部の有識者の議員の方々から大学の中に入ってくるということでございますので、そのことは研究力の向上にほぼ直結すると考えております。

○高橋はるみ君 ありがとうございます。

次に、光本参考人にお伺いをいたします。

先生からは、大学の自治の観点など大変深みのある意見を述べていただきまして、興味深くお伺いをしたところであります。

全国には八十六、展開する国立大学があるわけでありまして。大変規模の大きい総合大学もございますが、また、それ以外にも様々な分野をカバーする多様な大学が存在し展開をしていると、こういうふうに理解をするところでありますが、こう

いった多様な国立大学がその大学運営をこれからもしっかりと進めていく上でどのような視点が政策的に必要とお考えになるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人（光本滋君） 御質問ありがとうございます。

多種多様な国立大学がそれぞれ発展していくためにどのような政策的な視点が必要か、これは本当に一言で申し上げるのが逆に難しいといいますが、大学の多様性というものを政策当事者が理解し、その意義や課題をそれぞれ考えていく必要が当然あるかと思っています。

本法案との関わりでいいますと、誰がそれを考えていくべきかということが問われているんじゃないかなというふうに思います。運営方針会議をつくる大学では、これまでの大学のガバナンスシステムの上に合議体をつくって、そこで大学の方針を決めていくことになるわけです。言わば、大学の決めたことをある意味相対化するといえますか、問い直すということになるかと思えます。

今、上山参考人の御発言の中にもありましたけれども、社会の様々な意見を聞くということ自体は私も必要だというふうに思っておりますが、ただ、それは合議体でなければできないのかという疑問は持っております。

私の見解ということになりますけれども、大学が現に社会と様々な形で、各研究分野、教育分野もそうですし、大学そのものもそうですとありますが、つながっておりますので、その現在大学が持っている社会とのつながりを生かして大学の在り方を決めていく、そうしたことを励ますような政策であつてもいいと思いますし、資金の面からもうそういった大学の活動をサポートしていただきたいというふうに思っております。

○高橋はるみ君 ありがとうございます。

そして、高橋参考人にお伺いをいたします。高橋先生からは、日本の研究力をもっと高めて

いかなければならない、そしてそのためにUR A、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーターと呼ばれる専門的なスタッフというか、人材の重要性ということを強く強調をしていたところでございますが、こういったUR Aをもっと増やしていくために政府に対してどのような政策展開をすべきとお考えでございますか。

○参考人(高橋真木子君) 御質問ありがとうございます。

本法案との絡みでいうと、UR Aのような新しい機能が必要だというふうな御説明もさせていただきました。その上で、意義を御理解いただき、ありがとうございます。

UR Aはまだ千六百人です。八割が任期制のポジションで大学に仕事をしております。やはり、安定的な雇用、そして魅力的なポジション、キャリアアップというのが必要になります。

政府としては、そういう魅力的な仕事がある大学の研究者以外にも大学の仕事の中であるんだというようなことを、また、いろいろな人が、いろいろなキャリアを持った人たちが入ってくることに

よってこの職種の魅力も高まると思いますので、そういう意味では、例えばインダストリーでR&Dの経験を持った人や知財の経験を持った人たちが転職をして大学にも行くような、その人のシフトのしやすさのようなものをつくっていただければと思います。

ありがとうございます。

○高橋はるみ君 時間が参りましたので、これで終えさせていただきます。ありがとうございます。

○宮口治子君 おはようございます。立憲民主・社民の宮口治子と申します。

本日は、参考人の方々から貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

本法律案の内容が広く明らかにになりましたのは、今年九月のCST Iの有識者議員懇談会にお

いてです。そして、十月末に本法律案が提出され、審議が開始されました。

十一月十四日に行われた衆議院の参考人質疑で、本法律案の内容で国会に提出されることをいつ知ったかという我が党の菊田真紀子議員からの質問に対して、参考人として呼ばれた現職学長、そして学長経験者、専門家の方々も、本法律案の内容を知ったのはごく最近だったと、先ほどのお話にもあったかと思えます。大学現場の教職員や学生を含むほとんどの大学関係者にとつて寝耳に水だったということは想像に難くありません。

そこで、改めて、参議院でも参考人の方全員にお尋ねをしたいと思えます。法案がこのような内容となつて国会提出される、なるということをつお知りになつたのでしょうか。

○参考人(田中雄二郎君) 今御指摘ありましたように、私、衆議院の参考人にも出ておりまして、そのときに十月頃ではなかったかと思うと申し上げたんですけれども、その後、大学に戻りまして、いや、もつと前に文部科学省から説明がありましたということを事務から指摘されましたので、ちよつとここで訂正させていただきます。

概要ではありますけれども、七月の二十六日に文部科学省の法人支援課長が医科歯科大学に来られまして、私とそれから東京工業大学の益学長と二人で、医科歯科大学で法案のポイントについてお話を伺いました。そのときに伺ったお話というのは、正確には覚えていないんですけれども、運営方針会議という名前だったかどうかちよつと覚えていないんですけれども、そういうものができるといふこと、それは限られた大学に設置されるけれどもそれ以外の大学も望めばできるといふことが言われたということ、規制緩和の話が、詳しくはありませんでしたけれども、法人債の話があったかと思えます。あとは、統合については詳しく伺いました。

以上でございます。

○参考人(上山隆大君) 御質問をどうもありがとうございます。

私がこのガバナンスと規制緩和の内容について具体的な方向性について伺い、文科省からお伺いしたのは、九月の二十七日のCST Iの有識者議員懇談会でございます。その間において、この大学のガバナンスはどうあるべきかについては、あくまでブレインストーミングしているんのお話は伺つたと思えますが、これがこういう形で決まった、方向性として正しい方向だというふうにお伺いしたのは、先ほど申し上げましたように、九月の二十七日のCST Iの有識者議員懇談会でございます。あつ、四月七日ですね、ごめんなさい。あつ、ごめんなさい、九月七日ですね、九月七日でございます。

○参考人(光本滋君) 私は正確に何日だったかというのを記憶はしておりませんが、たしか学術・科学技術審議会の大学力強化委員会のホームページを見ておりましたところ、そこに載つていた図が今回の法案の内容を示しております、それを見たときに最初だったかと思つてます。開催日は九月二十八日のものです。その後、調べまして、同じものが九月七日のCST Iの有識者懇談会で最初に公表されたということを知りました。

○参考人(高橋真木子君) 私はその研究力強化委員会の委員でありましたので、少なくとも会議の日には聞いておりました。それ以外にもその前提の議論というのはなされておりましたので、少なくともというところであろうと会議の日になります。九月の研究力強化委員会の日になります。

○宮口治子君 ありがとうございます。

それでは、続きまして、光本参考人にお聞きしたいと思えます。

文部科学省が七月から八月にかけての大学関係者らと意見交換を経て省内で検討し、一定規模以上の国立大学にまで運営方針会議の設置を義務付

けるといふふうになりました。それを裏付ける公文書が非公開、非開示のままで法案が採決されたとすれば、そのことをどうお考えでしょうか。

○参考人(光本滋君) 先ほどの質問に対する回答の中で田中参考人から、七月の二十九日とおつしやいましたつけ、法人支援課から説明があったというお話がありまして、私これ初めて何う話です、大変驚いております。ひよつとしたら衆議院のときに文部科学省の方がおつしやつていたのはこうしたことだったのかなというふうに思いますが、いずれにせよ、文書を、私はそんなものあるというのは全く見たことありませんし、全然知りません。非公開だとしたら、とんでもない話だと思つております。

○宮口治子君 ありがとうございます。

それでは、続けて、光本参考人にお聞きしたいと思えます。

本法律案において、運営方針会議は学長と運営方針委員三人以上により構成するとされていて、運営方針会議は学長による任命に当たり文部科学大臣の承認が必要とされました。

文部科学大臣が学長の解任を決定できる現行の規定だけでも大学の自治を脅かすおそれがあるにもかかわらず、文科大臣の承認を受けた運営方針会議が学長の解任等に関し意見を述べることでできるようなると、文科大臣が恣意的に学長の解任を促すことができるようになりますか。

現行制度で学長が解任された例、また大学側から学長の解任の申出があったにもかかわらず解任されなかった例があれば教えていただきたいんです。あわせて、今回の改正案が学長の解任における文科大臣の影響力の強化につながるのではないかと懸念についても御意見を述べただけたいと思えます。

○参考人(光本滋君) ありがとうございます。

解任された、大学からの申出により学長が解任された例は、これまで唯一、私が勤務しております北海道大学で二〇二〇年の六月に名和豊春前学

長が解任された例がございまず。

この名和氏の解任をめぐることは、様々な経緯の不透明性ですとか、解任事由が明確でないなどということも取り沙汰されておりまして、現在、名和氏本人は北海道大学を被告として裁判を提起しております。

それからまた、二〇二一年になりました旭川医科大学、同じ北海道でございしますが、で当時の吉田学長を解任申出を大学がいたしております。ただ、旭川医大の場合は、翌年、二〇二二年の二月だったと思いますが、大学側が解任の申出を取り下げました。なぜ取り下げたか私にははっきりとしたことは分からないんですが、解任までの、文科省がなかなか解任決定をしないので、このまま年度をまたいでしまうのはまずいという判断があり、大学側は泣く泣く取り下げたというような新聞報道が地元紙ではなされております。

文科省の扱いにどうも差があるのではないかと、いうふうに私は思っております。文科大臣の権限が、まあ強化と言っているのかどうか分かりませんが、けれども、悪い形で大学の学長解任を通じて大学に影響を及ぼしているということは懸念しております。

○宮口治子君 ありがとうございます。質問を終わります。

○下野六太君 公明党の下野六太でございます。本日は、大変お忙しい中に四人の参考人の皆様お集まりをいただきまして、ありがとうございます。大変、参考人の皆様の御意見をお伺いしながら、もう勉強になるような思いであります。

まず初めに上山参考人にお伺いしたいんですけども、今回の改正案によりまして、私も大学は、日本の大学はもっとやっぱり世界と勝負できる大学になるべきだと常々思うところはありまして、今回の改正によって日本の大学が世界と勝負できる、そのぐらいの位置に行けるというように見通しを持つまでというか、実際そうなるまで、大体、全てがうまくいったとしてどのぐらいの期

間が必要だというふうに考えておられるかというのをちょっとお伺いできたらと思っております。

○参考人(上山隆大君) これはあくまで私の個人的な見通しにすぎませんのでそれが最終的に実現するかどうかは分かりませんが、アメリカ、イギリスその他の国々の大学のこれまでの歴史の変遷を見ますと、大学という組織は非常に複雑で様々なステークホルダーが重なっていると思うので、ここでもいろんな議論が出ていますように、それぞれ違った意見を持っている人たちが集まっているがゆえに大学の良さがあると思えますね。

そういう大学が一つの組織として動いていくときには、とても時間が掛かります。企業であれば利益を最大にしたかどうかということが明確になりますから、それはその中の意見集約をしていくことは比較的易しいと思いますが、それでも様々な、外部の取締役を入れたりしながら、外部の意見を入れるということをやっておりますね。

ですから、大学というところが変わっていくのが非常に難しいとしても、このような新たな大胆な、これは実は世界においても類のない形で大学のサポートが始まっていると思います。これは、多くの国々の政策当局者が、これどういう形でやろうとしているのかと聞かれている状態です。

こういうものを使ってそれを加速度化していくとすれば、私の個人的な見通しでは、十年ぐらいで一つの兆し、大きな兆しが出てくるのではないかと、という期待感を持っております。十年という、財政規模もかなり拡大をしていくでしょうし、それから日本の大学の国際化も進んでいくという期待の下ですが、十年ぐらいかなと。

実際に、アメリカにおける大学の改革が始まったのが一九八〇年代前半。九五年に大きなGAFAのようなのが出てくるときが十年ですから、スタートアップ一つを取ってみても恐らく十年ぐらいで何らかのメルクマールになるような兆しが出てくればいいなと、そういう期待があります。

同時に、その十年間、アメリカにおいて大学の

改革は進みましたけれども、これ、先ほど言った複雑な様々なステークホルダーの人たちみんなが、これ、資金が取れるところ、取れない分野、いろいろありますけれども、むしろ僕は、競争的資金でなかなか獲得できないような、そういう分野の方々の研究は強くサポートされたと思えます、財政的に見てですね。

その意味での全体としての満足感は高まっていたと私は思っていますので、今のお答えするとなると、十年を一つのメルクマールとしたいなと、するべきじゃないかなと思っているところでございます。

○下野六太君 ありがとうございます。希望を持って今回の改正案を是非、世界の大学と勝負できる日本の大学を私たちもつくらねばならないと、使命感を持って臨んでいきたいというふうに思っております。

さらに、もう一問、上山参考人に質問させていただきたいんですが、今回の国際卓越研究大学の想定をする大学が大体五つぐらいだということに聞いているんですけども、それ以外のやはり大学のモチベーションを下げないように、あるいは、今回の改正案によってやはり大きな成果を上げられる大学が出てきて、あるいは個人の研究者等が出てきて、自分たちもやればできるんじゃないかというような、そういった気持ちが出てくるというようなことで研究の底上げにつながるとか、そういったことで、上山参考人は、今回の国際卓越研究大学の想定されているその大学以外の大学、まあ国立大学法人の先生方の、教員たちの、教職員のモチベーションをどのように保って向上させていけばいいのかということを考えておられるのかというのを伺いたいと思います。

○参考人(上山隆大君) ありがとうございます。まず、国際卓越大学が五校かどうかというのは、これは何も決まっております。専門調査会を開いていたときに、グローバルに本当に例えば

ハーバードやスタンフォードに並び立つような大学が日本で何校存在できるのかという議論をしたことがございます。そのときに、イギリスでいうとほぼ大体四校ぐらいなんです。イギリスの人たちともいろんな議論をしましたが、人口比からいうと日本はまあ最大八校かなという議論も出ました。もちろん、しかしながら、これは何校かという決め打ちをするべきではなくて、それが増えれば増えるほど結構なことだと思っております。

実は、これをやるときに、全ての国立大学の財務構造を全て見ました。いわゆる大型大学、ここで特定研究大学と書かれているところとそれ以外のところ、ちよつとやっぱり財務的にも構造的に大きな差があるんですね。それは、この間の運営費交付金の削減ということが相当効いていると。これは、どういう大学が大きなそういった削減の結果、財務的にサポートされなくなったのかということもかなり調べました。

そういう大学にもし様々な形の支援が行けば、恐らくその大学の研究者の研究環境は相当アップするであろうし、それをどのような形でか広げなければいけないと思つて、特色ある研究大学のパッケージを作りました。そういう大学は間違いなく選ばれるでしょう。そして、その結果として、卓越的な大学へと進化していくということを考えておられる大学も僕はあると思います。

ファーストラウンドは今、東北大学になりましたけれども、これがどの時点で何校かということはまだ分かりません。しかしながら、この大学ファンドのシステムは二十五年間にわたつての長期にわたるサポートですから、その過程の中で、先生が先ほどおっしゃったように、意欲のあるそれ以外の研究大学がこの大学ファンドにチャレンジしてくるであろうということは想像はしております。そのことが将来の我が国の大学環境にとってベターになるだろうと、そのことも期待しております。内部ではそんなことは議論はさせていただいております。

以上でございます。

○下野六太君 ありがとうございます。

続いて、田中参考人にお伺いしたいと思いますが、

東京科学大学になるに当たって、医療の分野と工業の分野とが一緒になって科学ということになっていくわけですが、大きなこれまでにない新しいイノベーションが生まれるような、そういう期待を非常に持たせていただいています。

その際に、私は大事にしなきゃいけないなと思っているのが、倫理観であったり哲学であったりするようなことをしっかりとやりっぱり大学で学んでいくということも非常に重要なことではないだろうかというふうに思っています。やはり、倫理観なき科学が暴走することがないように、しっかりとその辺りをしっかりと押さえていくことに關してはどのような見通しをお持ちでしょうか。

○参考人(田中雄二郎君) ありがとうございます。非常に重要な点だと思っております。

私たちの大学、つまり医科歯科大学には生命倫理研究センターというのがあって、生命倫理の専門家たちがおります。今度、東工大と一緒に、この生命倫理の部分は更に拡充して、今教育範囲が医学部、歯学部になっておりますけれども、また広い範囲で、今、現時点でも東工大はそういう部門、そういう教授たちがおりますけれども、一緒に、更に重要、重視した教育を行わなければならないというふうに考えています。

そして、それだけではなくて、やはりそれを日本のほかの大学にも発信していくような大学でありたいと思っております。

○下野六太君 済みません。時間の関係で、光本参考人と高橋参考人にお伺いできずに時間が来ましたので、以上で終わらせていただきます。

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁でございます。

本日はお忙しい中、このような貴重な説明の機会、与えていただいて、聞かせていただいて、本当にありがとうございます。

四人の参考人の皆さんに、それぞれ、運営方針会議というキーワードでそれぞれ異なる御質問をさせていただきますと思っております。

まず最初に、田中参考人にお伺いいたします。資料を拝見させていただき、非常に貴重な内容を教えていただいて、ありがとうございます。

十一ページに、自由でフラットな人間関係をつくるための組織文化、御説明の中では、閉鎖的な組織文化を打破していくというような今後の大学の方針を御説明いただき、また、十二ページでは、常に変わり続ける組織を目指していくというような説明がありました。非常に、時代が変化し、社会環境も変化する中で、大学の組織もそれに応答していくような形で、学長がガバナンス、リーダーシップ取っていく、非常によく分かる話だったんですが、それと今回の運営方針会議という組織を新たに設置することに關しては少し矛盾があるのではないかと。そういう新しい組織が出ると、閉鎖とは言わないにしても、また新しい組織が出て、そこにしっかりと話を通さなきゃいけないとか、いろいろしがらみも出てくると思うんですが、その辺り、大学の方針と今回の運営方針会議の設置についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○参考人(田中雄二郎君) ありがとうございます。

十二ページを御覧いただきますと、インターナルフィードバックとエクスターナルインプットというのがございますけれども、主に言えるのは、運営方針会議はこのエクスターナルインプットに相当する部門ではないかと思っております。

ですから、この時点ではまだ国会の審議も途中でございましたので、ここには運営方針会議のような言葉は入っておりませんけれども、このエクスターナルインプットに相当するところにそうい

うものが存在するというように考えております。以上です。

○金子道仁君 ありがとうございます。

続けて、上山参考人にお伺いしたいと思いますが、

今回の法改正の一つの背景になるのが、知識基盤型社会が到来して、それに応答するために第三者の知見であったり幅広いステークホルダーの意見を大学の運営に組み込んでいく必要があるというところで運営方針会議ができた、そのように御説明いただきました。その点に対しては本当によく理解できます。

で、一点、御質問は、現在の組織の中でも経営協議会というものがあって、経営に関する学外の有識者が入ったそういう組織があり、学長にそれを、意見を具申している。そのような組織があるのに、更にその屋上屋を重ねるようなもう一つ新しい組織をつくる。しかも、大学がどうやって運営方針会議の委員を探すのか、なかなか難しさがある中で、経営協議会のメンバーも兼任が可能なの組織だということにも理解しています。同じ方が違う組織に在籍するというのは、何ともしようと、本当に必要なのか、そもそもその運営協議会自身の機能を強化する、役割を変えるだけでもよかったのではないかとと思うんですが、その辺りの審議の経緯を教えてください。

○参考人(上山隆大君) ありがとうございます。

運営協議会、(発言する者あり)あつ、経営協議会ですね。これは私もある大学、関西の大きな大学の委員でございました。そこには産業界の方も入っておられましたけれども、その議論は、先生が御期待されているような社会の様々な課題を、大学と真摯に話し合うという形にはなかなか得ない。なぜかといいますと、大学というのはこれまで、やはりどちらかというと閉じられた組織でございましたから、いきなり協議会のその会議体に出てきた資料、分厚い財務の構造とか書かれていても、ほぼ何も議論のすべがないというのが

現状でございます。

今回、運営方針会議ということが出てくると、協議会を更に発展された形で、大学の中の情報共有に關して更に進むと思います。大学の中には様々な先ほど言いました多様な意見がございますので、その多様な意見に關しても、あつ、こういう部門の方々はこういうことを考えているんだなということの情報共有ははるかに進むだろうと思います。また、そこに関わる委員の方々も、単なる、何かを聞かれて自分の感想めいたことを述べるというような形ではなくて、大学の経営の中に關してもきちんとした意識を持って御発言をされる方が増えてくるというふうに思います。

これは、実際のところ、諸外国の大学ではまさにそういうことが行われているので、そのような方向が適切な形で大学の中に入っていくということを期待しております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

続いて、光本参考人にお伺いします。お話の中で、複雑な構造の形になっている、私もそのとおりだと思っていて、私たちも党の中で、筆をなめなめ、組織を自分たちで描いてみたので、後では是非、図案を比べてみてチェックしてみたいな話を聞きながら思いました。

その問題点の二つ目として、運営方針会議は国立大学が自発的に設置したとしても重大な問題を起す危険性があるといったところ、特に中期目標、計画の策定、今でも役員会の方にその議を経るといような書き方をしていますけれども、それが運営方針会議に移行することによってどのような問題が起こるか、もう少し詳細に教えてください。

○参考人(光本滋君) ありがとうございます。

運営方針会議はまだできておりませんので、もちろんできてみないと分からないことはあるわけですが、少なくとも、現在、中期目標に対する意見ですとか中期計画の案というのは、今お話がしました経営協議会、あるいは教育研究評議会が審

議した結果をまとめる形で役員会で審議し、学長が決定しているかと思えます。言ってみれば、決定の過程が二段階なわけです。ところが、運営方針会議ができますと三段階目ができるわけですね。

意見陳述でも申し上げましたけれども、それぞれの段階で参考にしながら決めていくということになりますので、ひよっとしたら、中期目標に対する意見が運営方針会議の意向でかなり変わってしまうこともあり得るかなというふうに思っております。

○金子道仁君 ありがとうございます。

最後に、高橋参考人にお伺いしたいと思えます。

このUR A、非常に参考になる、事務でも研究職でもない第三のそれ以外の専門家が大学のガバナンスを強化していく、研究力向上に非常に資する、そのことを本当におっしゃるとおりだなと思っております。

東北大学の、今回、国際卓越研究大学に選ばれた理由は何なのかいろいろと考える中で、その役員会の下にあるSLTというんですか、ストラテジック・リーダーシップ・チーム、これが言わばこのUR Aのような第三者としてガバナンスというか方針をしっかりと組織内で共有していくような働き、これが今回評価されたんじゃないか、私はそのように理解しているんです。

そうすると、今回のその運営方針会議の設置というものがガバナンスに強化する、先生の話ですと、そうじゃなくて、東北大学が出ているようなそのSLTのようなものが入った方がガバナンス強化になるんじゃないかというふうな結論になるかと思うんですが、先生はどうして運営方針会議が、置くことがガバナンス強化になるとお考えなのか、もう一度教えていただけますか。

○参考人(高橋真木子君) ありがとうございます。世界は急速なスピードで、非常に速いスピード

で激変していると思っています。そういう意味では、やはり多様な意見を、かつ大学の中のことをきちんと理解した上で、その基本的な情報に基づいて自分の見地から理解し指摘するという機能はやはり大切だと思っております。

そういう意味では、二枚が三枚になるとというお話もありましたが、私はそのプラスの面を捉えておりまして、機能するというふうに思っております。

東北大のプランのところについては、詳細、私、国際卓越に関しては関与しておりませんが、理解しておりますが、そのSLTの恐らく果たすようなミッション、大学の業界ではインスティテューショナル・リサーチと申しまして、大学の研究力、教育力を把握する指標をきちんと自分たちの分析としてやるというのは非常に重要になります。そういうものも踏まえた基礎情報を経営に生かしていくというところで機能するんだと思います。

以上です。

○金子道仁君 時間が参りましたので、以上で終わります。

ありがとうございます。

○伊藤孝恵君 冒頭、光本参考人に伺います。

廃案を強く求められました。立法事実が不明瞭であることに加えて、この運営方針会議の権限、特に学長の解任発議に係る権限についての疑義、賜りました。

一方で、では、現状維持でガバナンスやコンプライアンス、こうしたものに問題点はないのか、また日本の凋落にどう向き合うのかという思いも湧いてまいります。御所見があればお聞かせください。

○参考人(光本滋君) ありがとうございます。

私も大学の現場におりますので、現場の意思が反映される大学運営が望ましいなと日々思っているんですが、ただ、現場の意見が常に正しいとか、現場の意見だけで物事を決めべきだと思っ

ているわけでもありません。もちろん現場も様々です。いろいろな意見を聞かせていく必要ありますし、それらを一つの組織としてまとめていくということも当然必要だと思えます。

そういうことでいいと思います、他の委員からの御質問の中にもありましたけれども、旭川医科大学では、前任の学長を、言わばリコールって言わなければならない、解任の発議をする際に、教職員の方々が学内で署名を取られて、過半数の署名を取ったという事例がございます。これなんかは、大学の組織運営が行き詰まったときに現場の自浄作用が働いたと、一つの例ではないかと思えます。実際の大学の中に蓄積されているこういった事例、事実を生かす形で改革を進めていくことが大事だと思っております。

日本の凋落というのは、ちよつと話が大きいので、済みません、ちよつと私からは今、直ちにお答えすることは難しいかなと思っております。

○伊藤孝恵君 では次に、高橋参考人にお伺いしたいというふうに思います。

世界に伍していくための、餅は餅屋、すばらしき研究にはすばらしき伴走者がいる、こういった点は合点いたします。一方で、一連の日のガバナンス不全を目の当たりにすると、外部識者を入れても結局変わらなかった組織というものについて、これUR A観点でお感じになる点があれば教えてください。

○参考人(高橋真木子君) 日大のことはオンゴーイングであり、私もきちんと正確な情報を全て理解しているわけではありませんが、外の意見を自分の組織の経営に取り込むということについて、その現場、学内の組織でスタッフとして支える観点から申し上げたいと思います。

多様性というのは、言うはやすしで、それを、その実効性を担保するのは非常に難しいものだと思います。異分子が入ってきて違う言葉で違う観点から意見を言ったときに、そのエッセンスになるような意味情報をきちんとそしゃくし

て、それを更に自組織の経営に生かすというのは本当に大変なことで、だからこそ基本的には言葉が通じる人間で組織を回したいという人間として自然の気持ちがあるかと思えます。

しかし、今回それを超えて多様なステークホルダーというのは、それこそが多様な意見を入れることによって組織が強くなるということに尽きると思います。多様性というのはそもそも意思疎通のコミュニケーションが掛かるので、それができた組織というのは逆にロバストであり、いろいろな観点で柔軟性と強さを兼ね備えることができると思います。

そういうような意味では、私は、多様なステークホルダーによって、例えば三人であつたとしてもいろいろな意見を言い、その意見のエッセンスを組織に取り込むという過程においてその組織がエクササイズとして強くなっていくと非常に思いますので、多様性というのはこの経営方針会議に必要な要素だと思えます。

○伊藤孝恵君 次に、上山参考人にお伺いしたいというふうに思います。

諸外国と比較した日本のアカデミアの劣後についての背景分析、合点いたしました。

二点伺いたいと思います。民間投資を呼び込む税制の具体、きつと腹案がおりになるかと思えますので、それらを教えていただきたいのと、国立大学の有期雇用研究者が今回十年ルールによってかなり雇い止めに遭って、結果、この脳が、ブレーンがですね、海外に流出、実際にしています。こういうものを捉まえて、その経済安全保障上の問題について御所見をお聞かせください。

○参考人(上山隆大君) 大学への民間の資金の投資を高めていくこと、これは我々CSTIとしてものかなりいろいろなことを考えてやりました。つまり、具体的に言うならば税制ですね。

例えば、アメリカの場合は寄附が、あそこは寄附が多いですよねと、だから文化としてありますよねという声があるんですが、あそこにおいて

は、裕福な方がインベスターとして大学に寄附をするときに、その人の所得の税と、それからキャピタルゲインの両方の税の控除があると、このことを念頭に置いて税制は何とかやるべきだということはずっとやってまいりました。ある意味で、大学に自分の金融資産あるいは土地資産を提供するということはその人個人にとっても決して悪いことではないという環境をつくっていくことがとても重要だと思っております。その方向でもずっと議論をさせていただきました。

十年ルール、これは非常に頭の痛い問題だと思います。実際のところ、テニユアを取って、きちっとその人が長期にわたって、生涯にわたって雇用されていくということが一番いいわけですが、この十年ルールという割と形式的な形でそれを阻害しているというふうには思います。したがって、ここでもやはりフレキシブルな人材の雇用の形ということを大学の本部がきちんと考えて、それに対して経営方針として対応していくことができるフレキシブルな体制ということがこの今の運営方針会議の中でも恐らくは議論されると思います。

その意味で、今形式的になされているような雇止めと言われているものを、大学の中におけるリーダーシップによって個々のケースに応じて対応していくことができる、そういう世界があるべき姿じゃないかなと思っております。

○伊藤孝恵君 更問いで恐縮ですが、これ、今何とかしなければ、向こうに渡ってしまつてはもう取り返しが付かないわけです。今の瞬間がとても大事な中で、もちろん制度としては有期雇用の方を無期雇用にするための制度をつくった、が、しかし、運営費交付金というのは、冒頭のお話でもありましたとおり、少なくなっている。じゃ、どうやって雇い続けたらいいんだよというような悲鳴にも似た声が大学から聞こえてくるのであればありますけども、これは各々が経営方針として頑張ってくださいというものの以外に、まさにCS

TIなどではどのような話合いが行われているか、今この瞬間どうするかというものについて御所見をお聞かせください。

○参考人(上山隆大君) その先生が今おっしゃったこと、まさにそのことが我々にとつての、我が国の公益としてのアカデミアをどう考えるかというのが大前提でございましたから、例えばその大学ファンドで選ばれるようなところ、あるいは地域振興パッケージのところでは選ばれるところの資金というのは、まさに裁量的な資金として大学に行きますので、大学の中において適切な人材の雇用の仕方ということに使われるお金になつていくわけですね。

運営費交付金が一律ずっと削られていたということがある意味で大学の経営の手足を縛ってきたわけです。運営費交付金はほとんどもう大学の中における人件費に全部使われているわけですが、その人件費がほぼ頭打ちになつて何もできない、この状況を変えるためには裁量権のある資金をつくらなければいけないということは我々の最大の関心でございました。今回の大学ファンドにおける資金というのは間違いなく裁量的な資金として使われるでしょうし、あるいは地域振興パッケージの中で使われているお金もそのような形になつていくと思います。

実際、先生がおっしゃるように、CSTIでこれまで大学の財務構造に対する様々な実手は手打つてまいりました。大学経営力強化資金とか、あるいはイノベーション資金というものを、その当時はまだ小さかったですが、たかだか全体として五十億あるいは二十億でしたが、これ全て裁量権のある形で使つてくださいたいことをやってまいりました。

今回の大学ファンドあるいは地域振興パッケージというのは、まさにそのような裁量権のある資金をできる限り拡大をさせていき、運営費交付金の削減のマイナス効果をできる限り早く解消して、先生がおっしゃったような、まさに喫緊の課

題に対して各大学が柔軟に対応できる体制をつくつていきたいというふうに考えて議論させていただいたところでございます。

○伊藤孝恵君 では、最後に田中参考人に伺います。

政治家は、とかく大学ランキングとか論文数とかとすぐ数を見たがるんですけども、私、見るべきはやっぱ基礎研究の割合だと思ふんです。御所見をお聞かせください。

○参考人(田中雄二郎君) 基礎研究の割合は非常に重要で、基礎研究がなければ応用研究にも発展しないわけですが、基礎研究ができる環境をつくるためにも大学は余裕を持たなければいけない。ですから、東京科学大学では、大学債も東京工業大学で発行しておられますし、医科歯科大学は土地の長期借入金収入を得ることを努力しておりますし、そういう資金的な余裕を獲得することが大学にとつて必要で、ですので、国際卓越研究大学も良い仕組みだと考えております。

以上です。

○伊藤孝恵君 終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子でございます。

今日は、四人の参考人の皆様、貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、早速ですが、上山参考人にまず伺いたいと思ふんです。

先ほどの御答弁の中で、本法案の内容について知つたのは九月七日であつたと、ただ、その前にもガバナンスについてブレインストーミング等いろいろなお話をしたことはあるんだと、そういうお話でありました。

〔委員長退席、理事赤池誠章君着席〕

一方、参考人が常勤議員を務められている総合科学技術・イノベーション会議、CSTIにおいて、世界と伍する研究大学の在り方についての最終まとめにおいては、この本法案の運営方針会議

に当たる合議体の設置というのは、国際卓越研究大学の認定の条件だということが結論だったかと思ふんです。それは間違いないのかと、その会議としての結論としては間違いないのかという点が一つと、あわせて、じゃ、それが、結論が出た以降、その九月七日までの、今年九月七日までの間に政府に対して国際卓越研究大学以外にもこうした合議体が必要だということを提言されたことがあるのか、あるとしたらそれはいつのことなのか、教えていただければと思います。

○参考人(上山隆大君) まず最初に、国際卓越大学に関する専門調査会を開いたときには、国際卓越大学とはどのような大学なのか、その国際卓越大学に限ってガバナンスがどうなのかという議論はさせていただきました。それは、その制度を制度として成立させるのを前提としてお話をしたことは事実でございます。

したがって、その過程において他の国立大学のことを話したことはございません。つまり、他の国立大学も、当然、我々は、研究力の強化とか研究時間の担保ということに関して、幅広い意味でアカデミアのことは議論をしておりますけれども、その専門調査会ではあくまで国際卓越大学の対応のことでございます。

同時に、ほかの大学はどうなのかということも当然ながら考えざるを得なかったとは思いますが、考えざるを得なかったというのは、具体的に言うと、ほかの大学に対する資金の提供をどういう形が可能なのかということとは、相当専門調査会の以外のもので議論はしました、内部においてですね。

具体的に言いますと、先ほど申し上げたように、運営費交付金によって傷んでいる多くの研究大学、あるいは地域の大学にどのようなサポートができるのかという議論をしたわけですね。それについて、恐らく、運営費交付金だけではできない大学の裁量的資金については、国際卓越大学以外においても民間資金というのが必要であるだろ

うという議論はいたしました。その民間資金が獲得できるような状況をつくるために合議体が必要だということまでは専門調査会では踏み込みませんでした。ただ、その過程の中で、国立大学はどうあるべきなのか、我が国における大学はどうあるべきなのかについては、当然ながら、ブレインストーミングで話をしましたけれども、先ほど委員からの御指摘にありました、CSTIがこの他の大学に対してもこの合議体を拡大させるべきだというふうに明示的にお話したことはございません。

○吉良よし子君 CSTIとしては明示的に、他の大学にもこうした合議体が必要だと明示的に示したことはないんだと、そういうお話で、やはり、じゃ、なぜこの法案の形になったのかという点についてはまだ疑問が残るところではあるわけですけども。

あわせて、もう一点、上山参考人に伺いたいのですが、この運営方針会議、まあ合議体について、この総合科学技術・イノベーション会議の最終まとめ、世界と伍する研究大学の在り方についての最終まとめによれば、合議体の構成員の相当地度は学外者として適当だとされているわけですが、とすると、具体的にはこの学外者、どのような人物を想定、望ましいとお考えなのか、教えていただければと思います。

○参考人(上山隆大君) これは、もうあくまでケース・バイ・ケースだと思えますし、私自身がどのような人がいいかということを示的に申し上げることはちょっとできないと思います。

〔理事赤池誠章君退席、委員長着席〕

恐らく、考えられるのは、例えばその大学の卒業生で、その大学に対する非常に強い愛着をお持ちで、そして各方面で御活躍をされていて、これは別に財、産業界からかわらずですが、そのような方々が、大学に対してのポジティブな意見を申し上げたいという人がいるだろうとは思いますが。そのような方を大学の中で選び、そこに入っている

ただ。これ、実は、引き受けるとなると相当時間が取られることは間違いないわけですね。そのような人たちをどのように見付け出してきて、そして運営方針会議の中に入ってくださいとお願ひするかは、これはもうあくまでそれぞれの大学の中で御判断をされることだと思って、想定してどの人間ということはもちろんございませんでした。

ただ、恐らく考えられることは、一つは、大学の財務構造についてちゃんと分析できる人がいた方がいいんじゃないかなという気持ちはございます。というのは、非常に財務的にも限られた財源の中でこの国際的な競争環境の中に勝っていないといけないというのと、どのような形で大学の中に資金を呼び込むことができるのか、あるいは大学の中において資金の構造を考えるような人は恐らく必要ではないかなと当時は思っておりまして。だけど、それはあくまでそれぞれの大学が御判断することだと思えます。

○吉良よし子君 少なくとも財務分析できるような方がいればいいんじゃないかという思いはあったというお話でありました。

しかし、そうした外部の少数となるであろう運営方針会議の委員が本主に大学の主要な方針である中期目標、計画を決定して推進していくということで、一体どういうことになるのかというのは非常に危惧をするものです。

光本参考人に伺いたいんですけど、最初のお話の中で、この法案を進めることによるてん末に責任を誰が持てるのかと、そういうお話もありましたけれども、これ本当に進んだらどういうてん末が予想されるのかと。私は、やはり少数の学外者、もし財務とか経営とかに強い方が中心となつて進めることになれば、稼ぐためには軍事研究とかそういうものもいかなければ、そういう稼げる大学づくりへ進むと、そういう懸念もあると思うんですけど、その辺りも含めて、このてん末についてどう危惧されるのか、お話しいただければと思

います。

○参考人(光本滋君) ありがとうございます。

これも未来の話ですから本当のことは分からないわけですけども、例えば今起きていることではないですと、私が勤務しています北海道大学では来年度、二〇二三年度から工学部の情報工学科ロニクス学科の定員を五十名増やすことになったんです。で、ちよつと済みません、事業名、今忘れてしまったんですが、これは政府の事業で、他大学でもこういふことがかなり取り組まれているかと思えます。

今、五十名増員と申しましたけれども、純粋に五十名増えるんでしたらそんなに問題はないと思います。ですが、これは五十名、本当は増やすという話ではなくて、五十名分、増えた五十名分を他の学部等から削らなければいけないんですね。これを第四期中期目標期間中にやらなければいけないということが申請の条件となつていまして、そんな条件を本学の役員会で、こつそりと言うと言い過ぎかもしれませんが、余り現場に聞くことなく決めてしまひまして、それが採択してしまいました。ですので、このためにいづれどこの定員が五十名削られるわけです。

これはまさしく、このエレクトロニクス学科が本当に社会的要請が必要な分野なのかもしれないですね。しかし、じゃ、では削られる五十名は社会的要請がない、ないしは今回増えた学科よりも価値が何か劣る部分なのかというと、私はそんなことはないと思います。

こういった取捨選択といひますか組織の改廃というものが、ますます今度は合議体の決定という形で頻繁に行われていくことになるんではないかというところを大変危惧しております。

○吉良よし子君 いや、本当にそういうことがもし進んでいけば、強力に進んでいけば、やはり大学への自治の問題だけじゃなくて学問の自由が本当に侵される危険がある中身じゃないかなという危惧、新たにしたものですよ。

今日はありがとうございました。終わります。
○船後晴彦君 れいわ新選組、船後晴彦でございます。

本日は、田中参考人、上山参考人、光本参考人、高橋参考人から貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

私は、ALSという難病で人工呼吸器を付けているため、声を出すことができません。事前に作成した質問をパソコンの音声読み上げで質問させていただきます。お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御容赦いただければ幸いです。

では、質問に移ります。
まず、田中参考人、光本参考人にお尋ねいたします。

現在、国立大学法人には、学内者で構成される教育研究協議会と、外部構成員が加わる経営協議会、役員会、学長選考・監察協議会があり、学長が最終的な意思決定者となっております。ここに更に運営方針会議が加わり、中期目標、中期計画、予算を最終決定するとされていきます。

しかし、現在、運営方針会議がなくとも、多様なステークホルダーの意見を取り入れ、中期目標、中期計画、予算を策定しているはずですよ。であれば、運営方針会議の必要性はどこにあるとお考えですか。

○参考人(田中雄二郎君) 御質問ありがとうございます。

運営方針会議は決定権を持つところと非常に重い会議だと思ひますが、私は、ここにはやはりどの人に委員になっていただくかというこの人選こそが本質的な問題だと思っております。

それで、私は東京科学大学ではこの議論はしていませんけれども、仮に医科歯科大学でこの合議体を持つとしたら、それはやはり医科歯科大学のミッションとそれから学問の自由ということに関する深い理解のある方に限られると思っております。ですから、具体的には、例えば教育研究評議会、それから経営協議会、あるいは学長参事とい

う方々いらっしやいますけれども、そういうことを経験されて十分にそういうものを理解された方になつていただく、そのときには運営方針会議が意味を持つと思っております。

以上です。

○参考人(光本滋君) ありがとうございます。

重要なことは、制度そのものに問題はあるかもしれないですが、まずは大学が多様なステークホルダーと対話する努力をしていくこと、現行の国立大学法人法制の中でベスト、ベターな方向を模索していくことだと思います。

経営協議会の学外委員は大学のことが分からない、意見を言いがたいということをよく言われています。上山参考人の御発言の中にもそういった御指摘があったと思います。大学の財務についても、単に数字がどうだというのではなく、経営の問題と教育や研究などの問題がどのようにつながっているかを理解してもらうことが必要だと思います。

そうした努力を重ねた先に、運営方針会議のようなものが必要だよねということになれば、国立大学法人が自発的につくることはあつてもよいし、そのために必要な法改正をすればよいと思います。現在法案で提起されているような、政府がつくらせる運営方針会議は必要ないと考えます。

○船後靖彦君 ありがとうございます。

次に、光本参考人にお伺いいたします。

衆議院の参考人質疑において、今回の法案でトップダウンと文科大臣の承認という二つの要素を兼ね備えた運営方針会議が持ち込まれた場合、下からの牽制機能がほとんど働かない現在の国立大学において、大学自治、学問の自由は危険水域にあるという危機感が表明されました。

国立大学の教員のお立場から見ても、運営方針会議の設置の影響についていかがお考えでしょうか。

○参考人(光本滋君) 衆議院の参考人質疑において、隠岐さや香参考人が示した学問の自由度の国

際比較の資料というのがございました。それに關連する御質問だったかと思えます。

学問の自由がなく大学自治だけがある社会というのは、理論上あり得るかもしれませんが、おおよそ自由な社会とは言えません。社会が自由であるためには、人々が物事を自由に、批判も含めて、考え、議論し合い、探求していく、そういう自由が不可欠です。そうしたことは、大学においても当然許されなければなりません。大学にそういう自由がなければ、仮に大学に学問の自由があつたとしても、それは社会の自由を広げることにはつながりません。

大学の組織運営に社会の声を取り入れることは必要だと再三私も申し上げてきましたけれども、現在の議論されているような合議体は、そういった大学の自由を広げることにつながるかということは大変疑問を持っております。

以上でございます。

○船後靖彦君 ありがとうございます。

次に、田中参考人、光本参考人、高橋参考人にお尋ねいたします。

二〇〇四年の法人化以来、運営費交付金の減額、傾斜配分がなされ、二〇一六年に指定国立大学法人制度、昨年、国公私立を問わず、国際卓越研究大学が導入されました。

今度は、国際卓越研究大学に認定されなくとも運営方針会議の設置が義務化された特定国立大学法人と、任意で設置できる準特定国立大学法人が導入されようとしています。

国立大学協会が十一月二十四日に声明を出されましたが、今以上に大学間格差が拡大するのではないかという懸念についてはどうお考えでしょうか。

○参考人(田中雄二郎君) やはり、大学がどういうふうに残存していくかというのはお互いに知恵を絞っているところで、最近の傾向としてはクロスアポイントメントというのがよく行われるようになっていきます。

これは、例えば、ある大学から別の大学に教員が移るといふのは、別の大学にとってはプラスになるわけですが、元々引き抜かれた大学にとつては研究力低下にもなります。教育力低下にもなります。ですので、例えば六対四とか、そういう形で両大学に軸足を残すというやり方が最近増えていて、医科歯科大学でも増えています。

これは、多分、大学がこの変化に適応しようとしている行為だと思つていて、やはりこれを例えばサポートするような仕組みが行政や立法府でもあると有り難いと思つております。

以上です。

○参考人(光本滋君) 大学間格差が今以上に広がるのではないかという懸念、まさしく私もそうだと考えております。

国大協が十月、十一月二十四日でしたか、に出した声明の中では、準特定国立大学法人という呼び名をやめるべきだと言つています。法案ではこれは不可能ですね。少なくとも修正が必要です。これは、私でなくて大臣が答弁してもこういう答えになると思います。

また、国立大学法人と他の国立大学法人の間に扱いの、あつ、特定国立大学法人と他の国立大学法人の間に扱いの差を設けるべきではないとも言つています。

文科省は、法案に盛り込んでいない事柄として、運営方針会議を置く国立大学法人には特典として中期目標期間をまたぐ繰越し協議の廃止、つまり一貫した基金の造成を認めるといったようなことを議論しております。この扱いをやめるか、あるいは他の国立大学法人にも同じことを認めるでない限り、扱いに差を付けたいと言つても、これはうそになつてしまふと思ひます。

○参考人(高橋真木子君) 御質問ありがとうございます。

大学間格差という言葉を使うときに、ここにいらつしやる方や我々アカデミア以外の人間の多くが自らの大学の入試を受けたときの偏差

値のような形で大学を見ることにはとても残念だと思つております。

格差が進むというより、むしろ、この二十年間、分化が進んできたと思つています。分かれるという意味ですね。そういう意味では、国立大学だったときには一様の形態であつたものが、法人化した後にその特性を生かすということで、先ほど、運営費交付金が減つてきたことに伴ひまして、非常にシビアな生存環境の中で、個々の大学はそれぞれ自大学の強みを生かさずにもう生き残れないところまで来ていると思ひます。

そういう意味では、格差が広がるというよりは、むしろこの二十年間、私自身の職務経験でも、やはり順当ではなかったにしろ、変化は痛みを伴いながらも、いわゆる富士山型から八ヶ岳型へ日本は分化しているのだと思つております。そういう意味では、その契機になる一つの事業としては、今回の変化はプラスに捉えております。

○船後靖彦君 本日は貴重な御意見をお聞かせいただき、ありがとうございます。

質問を終わります。

○委員長(高橋克法君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げたいと思ひます。

参考人の皆様には、長時間にわたりまして貴重な御意見を述べいただきまして、ありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

十二月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律

第一条 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の三」を「第三十三条の五」に、「第三十四条の四―第三十四条の九」を「第三十四条―第三十四条の六」に、「第三十四条の十」を「第三十五条」に改める。

第七条第三項中「及び第三十四条の二」を「第三十三条の三及び第三十三条の四」に改め、同条第八項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第二十二条第一項第六号中「及び第二十九条第一項第五号」を「第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項」に改め、同項第七号中「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に改める。

第三十三条第一項中「又は設備の設置」を「設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備」に改める。

第三十四条を第三十三条の二とし、第三十四条の二を第三十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（貸付計画の認可）

第三十三条の四 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画（以下この条において「貸付計画」という。）を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2 貸付計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 貸付けを行うことが見込まれる土地等の所在地及び面積

二 前号の土地等の貸付けの際に指定することができる用途の範囲

三 第一号の土地等の貸付けの対価の算定方法及び使途

四 前二号に掲げるもののほか、第一号の土地等の貸付けに関する事務の実施の方法及び体制

五 その他文部科学省令で定める事項

3 貸付計画には、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

4 文部科学大臣は、貸付計画が次の各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 第二項第一号の土地等が、当該国立大学法人等の第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものであること。

二 第二項第二号の用途の範囲が、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のないものであること。

三 第二項第三号の対価の算定方法が、貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参酌することその他の適正な対価の算定方法として文部科学省令で定める基準に適合すること。

四 第二項第三号の対価の使途が、当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されていること。

五 第二項第四号の方法及び体制が、土地等の貸付けに関する事務を適切に実施するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。

5 第一項の認可を受けた国立大学法人等（以下この条において「認可国立大学法人等」という。）は、当該認可に係る貸付計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大

臣の認可を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

7 文部科学大臣は、認可国立大学法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 第一項の認可に係る貸付計画（第五項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認可計画」という。）が第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 第五項の認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三 認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。

8 認可国立大学法人等は、認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを行う場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。この場合においては、前条の認可を受けることを要しない。

第三十四条の三を第三十三条の五とし、第五章中第三十四条の四を第三十四条とする。

第三十四条の五第三項中「及び第三十四条の二を」「第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に改め、同条を第三十四条の二とし、第三十四条の六を第三十四条の三とする。

第三十四条の七中「第三十四条の三第二項」を「第三十三条の五第二項」に改め、同条を第三十四条の四とし、第三十四条の八を第三十四条の五とする。

第三十四条の九第二項中「第三十四条の四第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十四条の五から」を「第三十四条の二から」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条第四項」に、「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第一項」に改め、同条を第三十四条の六とする。

第三十五条の表第四十二条の項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条を第三十五条の二とし、第三十四条の十を第三十五条とする。

第三十六条第二号中「第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十四条の五第二項」を「第三十三条の二、第三十三条の三、第三十三条の四第一項若しくは第五項若しくは第三十四条の二第二項」に改め、同条第五号中「第三十四条の三第二項第二号」を「第三十三条の五第二項第二号」に改め、同条第六

号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十三条の四第七項の規定による認可の取消しをしようとするとき。

第四十条第一項第五号中「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の二第二項」に、「第三十四条の九第二項」を「第三十四条の六第二項」に改め、同項第九号中「第三十四条の三第二項」を「第三十三条の五第二項」に改め、同項第十号中「第三十四条の十第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

附則第十四条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

別表第一中「第十条」の下に「第十四条」を加える。

別表第二中「第二十四条」の下に「第二十六条」を加える。

第二条 国立大学法人法の一部を次のように改正する。

「第一款 組織

「第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）

目次中 第二款 経営協議会等（第二十條・第二十一條）を

第三款 業務等（第二十二條・第二十三條）

第一目 役員及び職員（第十条―第

第二目 経営協議会等（第二十條・

第三目 特定国立大学法人の特例等

第二款 業務等（第二十二條・第二十

十九条）

第二十一条に改める。

（第二十一条の二―第二十一条の九

三条）

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款 組織

第二章第一節第一款中第十条の前に次の目名を付する。

第一目 役員及び職員

第十一条第三項第一号中「述べる意見」を「意見を述べること」に改める。

第二章第一節第二款の款名を削る。

第二十条の前に次の目名を付する。

第二目 経営協議会等

第二十一条の次に次の一目を加える。

第三目 特定国立大学法人の特例等

(特定国立大学法人の定義)

第二十一条の二 この目において「特定国立大学法人」とは、別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が七人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人のうち、当該国立大学法人の収入及び支出の額並びに当該国立大学法人が設置する国立大学の収容定員の総数及び教職員の数 considering、事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものをいう。

(運営方針会議の設置)

第二十一条の三 前二目に定めるもののほか、特定国立大学法人には、第二十一条の五第一項に規定する運営方針事項について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に当該特定国立大学法人の運営が行われているかどうかについての監督を行う機関として、運営方針会議を置く。

(運営方針会議の構成及び運営方針委員等)

第二十一条の四 運営方針会議は、三人以上の運営方針委員及び学長で組織する。

2 運営方針委員は、第十二条第六項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

3 前項の承認は、特定国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

4 運営方針委員の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定国立大学法人の規則で定める期間とする。ただし、補欠の運営方針委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第十五条第五項前段、第十八条及び第十九条の規定は運営方針委員について、第十六条の規定は運営方針委員となる者の資格について、第十七条第一項及び第二項の規定は学長が運営方針委員を解任する場合について準用する。

6 前項において準用する第十七条第二項の規定により学長が行う運営方針委員の解任は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、行うものとする。

7 第三項の規定は、前項の承認について準用する。

8 第二項及び第六項の承認については、第十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

9 運営方針会議に議長を置き、運営方針委員の互選によってこれを定める。

10 議長は、運営方針会議を主宰する。

11 次条第一項に規定する運営方針事項に関する議案は、学長が運営方針会議に提出する。

12 学長は、第二十一条の八第一項の規定による報告及び同条第二項の意見に関する事項については、その議事に加わることができない。

13 この条に定めるもののほか、運営方針会議の議事の手続その他運営方針会議に関し必要な事項は、議長が運営方針会議に諮って定める。

(中期目標についての意見等の決定方法の特例)

第二十一条の五 特定国立大学法人においては、次に掲げる事項（次条第二項において「運営方針事項」という。）の決定は、運営方針会議の決議によるものとする。

一 中期目標についての意見に関する事項

二 中期計画の作成又は変更に関する事項

三 準用通則法第三十八条第一項の規定により提出する財務諸表の作成に関する事項

四 予算の作成に関する事項

五 準用通則法第三十八条第二項の規定により添付する事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項

2 第十一条第三項（第一号、第二号（前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び第三号（前項第四号及び第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、特定国立大学法人には、適用しない。

(学長の職務等の特例)

第二十一条の六 特定国立大学法人の学長は、三月に一回以上、当該特定国立大学法人の運営の状況について、運営方針会議に報告しなければならない。

2 運営方針会議は、特定国立大学法人の運営が前条第一項の規定により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、当該特定国立大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 前項の規定による運営方針会議の求めがあったときは、学長は、速やかに当該特定国立大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を運営方針会議に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限の特例)

第二十一条の七 特定国立大学法人の監事の職務及び権限についての第十一条第七項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは「除く。」、運営方針委員」と、同条中「除く。」とあるのは「除く。」若しくは運営方針委員」と、「学長選考・監察会議」とあるのは「学長選考・監察会議」及び運営方針会議」とする。

(学長の解任等の特例)

第二十一条の八 運営方針会議は、学長が第十七条第二項又は第三項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない。この場合において、同条第四項の規定の適用については、同項中「第十一条の二」とあるのは、「第十一条の二若しくは第二十一条の八第一項」とする。

2 運営方針会議は、第十二条第六項の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

(準特定国立大学法人)

第二十一条の九 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、長期借入金、債券の発行その他の方法により長期かつ多額の民間の資金を調達することその他の特別な事情により当該国立大学法人の運営に関して監督のための体制を強化する必要があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を置くことができる。この場合において、第二十一条の四第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定国立大学法人」とあるのは、「第二十一条の九第二項に規定する準特定国立大学法人」とする。

2 文部科学大臣は、前項の承認をしたときは、当該承認を受けた国立大学法人（次項において「準特定国立大学法人」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

3 第二十一条の五から前条までの規定は、準特定国立大学法人について準用する。
第二章第一節第三款を同節第二款とする。

第三十五条第一項中「役員」を「役員等（役員及び運営方針委員をいう。第三十九条及び第四十条第一項において同じ。）」に改める。

第三十五条の二の表第十五条第二項、第十六条、第二十四条及び第二十五条の項中「、第十六条、第二十四条及び第二十五条」を「及び第十六条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十一条の四	
役員	役員（運営方針委員を含む。次条、第二十五条の二第一項並びに第三十九条第二項及び第五項第二号において同じ。）
第二十四条及び第二十五条	学長

第三十八条中「第十八条（）の下に「第二十一条の四第五項及び」を加える。

第三十九条中「国立大学法人の役員」を「国立大学法人の役員等」に改める。

第四十条第一項中「国立大学法人の役員」を「国立大学法人の役員等」に改め、同項第四号中「第十一条第七項」の下に「（第二十一条の七（第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附則に次の一条を加える。

(特定国立大学法人及び準特定国立大学法人に関する経過措置)

第二十四条 第二十一条の五（第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第二十一条の二の規定による指定又は第二十一条の九第一項の承認の日以後に当該指定又は承認を受けた国立大学法人が行う中期目標意見等（第二十一条の五第一項第一号の中期目標についての意見、同項第二号の中期計画の作成又は変更、同項第三号の財務諸表の作成、同項第四号の予算の作成並びに同項第五号の事業報告書及び決算報告書の作成をいう。）に関する事項について適用する。この場合において、当該指定又は承認の日を含む中期目標の期間における第二十一条の六第二項（第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二十一条の六第二項中「運営方針事項」とあるのは、「運営方針事項（第十一条第三項の規定の適用を受けた中期目標意見等（附則第二十四条に規定する中期目標意見等をいう。以下この項において同じ。））に関する事項にあつては、第十一条第三項の規定により同項に規定する役員会の議を経た中期目標意見等）」とする。

別表第一中「第十四条」の下に「第二十一条の二」を加え、同表国立大学法人東京医科歯科大学の項を削り、同表国立大学法人東京外国語大学の項の次に次のように加える。

国立大学法人東京科学大学	東京科学大学	八
--------------	--------	---

別表第一国立大学法人東京工業大学の項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日
- 二 第一条中国立大学法人法別表第一及び別表第二の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定 公布の日

（東京工業大学法人と東京科学大学法人との関係）

第二条 国立大学法人東京工業大学（以下「東京工業大学法人」という。）は、この法律の施行の時ににおいて、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）別表第一に規定する国立大学法人東京科学大学（以下「東京科学大学法人」という。）となるものとする。

（東京医科歯科大学法人の解散並びにその権利及び義務並びに業務の東京科学大学法人への承継）

第三条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「東京医科歯科大学法人」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、東京科学大学法人が承継する。

2 この法律の施行の際現に東京医科歯科大学法人が有する権利のうち、東京科学大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 東京医科歯科大学法人の令和六年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、東京医科歯科大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。

5 東京科学大学法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む国立大学法人法第三十条第

一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）の期間に係る同法第三十一条の二第二項及び第三項の規定による報告書の提出及び公表については、東京医科歯科大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 東京科学大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する評価については、東京医科歯科大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7 次に掲げる業務については、東京科学大学法人が行うものとする。

一 東京医科歯科大学法人の最終事業年度に係る準用通則法（国立大学法人法第七条第八項に規定する準用通則法をいう。第九項において同じ。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等に関する業務

二 東京医科歯科大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理

三 東京医科歯科大学法人の積立金の処分

8 前項第三号の積立金の処分は、施行日の前日において東京医科歯科大学法人の中期目標の期間が終了したものと行うものとする。

9 第七項の規定により東京科学大学法人が行うものとされる同項各号に掲げる業務については、東京科学大学法人の行った事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十一条、第二十条第五項、第二十一条の五（新国立大学法人法第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項本文及び第二項に限る。）の規定を適用する。この場合において、新国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東京科学大学の国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「東京医科歯科大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第二条第一項に規定する東京医科歯科大学法人をいう。第四十四条第一項及び第二項において同じ。）の最終事業年度（同法附則第三条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下この条並びに第四十四条第一項及び第二項において同じ。）の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十

四条第一項及び第二項中「毎事業年度、」とあるのは「東京医科歯科大学法人の最終事業年度の」と、同項中「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において東京医科歯科大学法人が積み立てた積立金」とする。

10 第一項の規定により東京医科歯科大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（東京科学大学法人への出資）

第四条 前条第一項の規定により東京科学大学法人が東京医科歯科大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、東京科学大学法人が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えて適用される新国立大学法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から東京医科歯科大学法人に出えんされた金額があるときは、それらの金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から東京科学大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、東京科学大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東京科学大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（東京科学大学法人の学長となるべき者の指名等に関する特例）

第五条 国立大学法第十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、東京医科歯科大学法人及び東京工業大学法人は、施行日前に東京科学大学法人の学長となるべき者を選考し、文部科学大臣に申し出るために、東京医科歯科大学法人及び東京工業大学法人が協議して定める規程（第八項において「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考・監察会議（同条第二項に規定する学長選考・監察会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選考・監察会議において選出された者で構成される会議（以下この条において「合同学長選考会議」とい

う。）を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議の申出に基づいて、東京科学大学法人の学長となるべき者を指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議が改めて行う申出に基づいて、当該指名された者に代えて、東京科学大学法人の学長となるべき者を指名するものとする。

3 前項の申出は、国立大学法第十二条第六項に規定する者のうちから合同学長選考会議により選考された者について、行うものとする。

4 第二項の規定により指名された東京科学大学法人の学長となるべき者は、施行日において、新国立大学法人法の規定により、東京科学大学法人の学長（第六項及び第七項並びに国立大学法人法第十三条の第二項の規定により同法第十条第四項に規定する大学総括理事（第六項及び第七項において「大学総括理事」という。）を置く場合にあつては、理事長）に任命されたものとする。

5 東京工業大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東京科学大学法人の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

6 東京科学大学法人に大学総括理事を置くことの決定は、施行日前においては、国立大学法人法第十条第四項の規定にかかわらず、合同学長選考会議が行う。この場合において、合同学長選考会議は、当該決定について文部科学大臣の承認を受けなければならない。

7 前項の承認があつたときは、第二項の規定により指名された東京科学大学法人の学長となるべき者は、施行日前においても、大学総括理事として任命しようとする者について、合同学長選考会議の意見を聴いて、文部科学大臣の承認を得ることができる。

8 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮って定めること。

（東京科学大学法人の理事又は監事の任命に関する経過措置）

第六条 施行日の前日に東京医科歯科大学法人の役員であつた者（理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に東京医科歯科大学法人の役員又は職員でなかつたものを除く。）が施行日に東京科学大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、当該役員であつた者は、その任命の際現に東京科学大学法人の役員又は職員である者とみなす。

2 施行日の前日に東京工業大学法人の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に東京工業大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に東京医科歯科大学法人の役員であつた者（その最初の任命の際現に東京医科歯科大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）又は職員であつた者に限る。）が施行日に東京科学大学法人の理事若しくは監事に任命される場合又は引き続き理事若しくは監事である場合についての国立大学法人法第十四条及び第十五条第五項の規定の適用については、当該理事又は監事であつた者は、その最初の任命の際現に東京工業大学法人の役員又は職員であつた者とみなす。

（東京医科歯科大学に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に東京医科歯科大学に在学する者は、東京医科歯科大学を卒業するため又は東京医科歯科大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、東京科学大学において行うものとし、東京科学大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、東京科学大学の定めるところによる。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第九条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第三十四条の二」を「第三十三条の三」に、「第三十四条の二、」を「第三十三条の三、」に、「第三十四条の二」を「第三十三条の三」に、「第三十四条の二中」を「第三十三条の三中」に、「第三十四条の二若しくは」とあるのは「若しくは」を「第三十三条の二、第三十三条の三」とあるのは「第三十三条の二」に改める。

（いじめ防止対策推進法及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十条 次に掲げる法律の規定中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

- 一 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十九条第三項及び第三十条の二
- 二 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）附則第十七条

十二月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願（第二八〇号）（第二八一号）（第二八二号）

一、学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願（第二八三号）

一、豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第三二二号）（第三二四号）

一、教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願（第三二五号）（第三二六号）

一、豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第三三五号）

一、学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願（第三三六号）（第三三七号）（第三三八号）（第三三九号）（第

三四〇号）（第三四一号）（第三四二号）（第三四三号）（第三四四号）（第三四五号）（第三四六号）（第三四七号）

第二八〇号 令和五年十一月十七日受理

教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願

請願者 横浜市 前田亮 外一万二千八百五十五名

紹介議員 水野 素子君

日々の生活を支える社会保障制度が安定して提供されることは国民共通の願いである。二〇四〇年に向けて少子高齢化が急速に進展する人口減少社会にあつて、誰もがより長く元気に活躍できる持続可能な社会保障制度を構築するためには、国民の理解と財政の健全化が求められる。我が国の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことのない豊かな学びを保障するには、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現して業務負担を軽減することが必要である。

については、次の措置を採りたい。

一、教職員、教育現場については、

1 教職員が生き生きとやりがいを持って働けるよう、法定の基礎定数と加配定数の性質を踏まえた計画的な定数増と賃金の改善を図ること。

2 複雑、困難化する教育的な課題に向き合う教職員がストレスを蓄積しないよう、予防的な取組とケア体制の充実を図ること。

3 担当しか把握できない状態の属人化を防ぐため、業務内容を見直して、学校現場で多種多様な専門職が連携・協力して機動するチーム体制を実現すること。

二、教職員の福利厚生については、

1 教職員が心身共に健康で、ゆとりを持って教育に専念できるよう、日々の生活を支える福利厚生の充実を図ること。

2 夢と志を持つて教員にチャレンジする若者に魅力のある福利厚生を提供するため、教職員互助団体が将来的にも安定した運営ができるよう支援すること。

三、少子化対策については、子供を社会全体で育てるという認識の下、教育費など家庭の経済的な負担の軽減と人的配置の充実を図ること。

第二八一号 令和五年十一月十七日受理

教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願
請願者 福岡市 一般財団法人福岡県教職員互助会理事長 黒澤真二 外千五百三十一名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八二号 令和五年十一月十七日受理

教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願
請願者 長野市 一般財団法人長野県退職教職員互助組合理事長 松本道明 外千四百六十九名

紹介議員 羽田 次郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八三号 令和五年十一月十七日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願
請願者 長野県松本市 堀内みき 外九十名

紹介議員 羽田 次郎君
学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、教育環境の整備を行い、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子供を支える介助などの業務に携わっている。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら教育活動を支える業務に取り組んでいる。二〇一一年三月、東日本大震災が発生したとき、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民の世話などに教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が丸となって全力を尽くした。学校は、正に子供や地域住民の安全・安心のよりどころである。ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、教職員定数を定めている義務・高校標準法にも位置付けられていない。そのため、正規から非正規への置き換えや民間委託化が進行しており、学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしている。二〇一六年度から導入された地方交付税算定に関わるトップランナー方式の対象業務に、学校現業職員の業務である学校用務員事務や学校給食の調理業務が含まれている。学校用務員事務については、経費水準の段階的な引下げとともに、経費区分を従来の人件費から委託料などに振り替える見直しも行われ、民間委託化へ一層強く誘導する政策が取られている。二〇二〇年度から会計年度任用職員制度が始まり、課題はあるが非正規職員の待遇が改善された。しか

し、この制度により学校現業職員の非正規化が更に加速している。学校現業職員の果たしている役割を鑑みれば、民間委託や非常勤職員ではなく、正規職員を配置することが望ましいのは明らかである。安全・安心な教育環境を整え、子供たちに行き届いた教育を保障するため、学校に正規の学校現業職員を必ず配置できるよう法制化することを求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、学校現業職員を学校教育法、義務・高校標準法などに明記し、正規職員として配置できるよう法制化すること。

二、当面、学校現業職を担う会計年度任用職員については、正規職員との待遇の均衡を図るよう地方自治体に指針を示すこと。

三、学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式を撤回すること。

第三一三三号 令和五年十一月二十日受理

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 東京都葛飾区 松村佳絵 外三百三十一名

紹介議員 石川 大我君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第三一四号 令和五年十一月二十日受理

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 北海道帯広市 村上まゆみ 外九百八十三名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第三一五号 令和五年十一月二十日受理

教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願
請願者 青森県八戸市 中堤武美 外千五十三名

紹介議員 田名部匡代君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一六号 令和五年十一月二十日受理

教職員が教育に専念できる環境整備に関する請願
請願者 福岡市 一般財団法人福岡県退職教職員協会理事長 本村隆幸 外千五百二十七名

紹介議員 下野 六太君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三三五号 令和五年十一月二十二日受理

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 東京都練馬区 早川昭基 外三百二十八名

紹介議員 森屋 隆君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第三三六号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願
請願者 長野県松本市 中島浩明 外九十九名

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三三七号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願
請願者 北海道上川郡東川町 小川雅和 外三百六十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三三八号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー

方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 北海道勇払郡むかわ町 福岡あゆみ 外三百六十二名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三三九号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 杉田直子 外三百六十二名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四〇号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県養父市 椿野高史 外三百六十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四一号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 大阪府豊中市 宇野瞳美 外三百六十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四二号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県丹波篠山市 芦田直美 外

三百六十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四三号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県豊岡市 中山あゆみ 外三百六十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四四号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県豊岡市 寺谷絵美 外三百六十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四五号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県美方郡香美町 小西洋子 外三百六十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四六号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県豊岡市 菅村あけみ 外三百六十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三四七号 令和五年十一月二十二日受理

学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願

請願者 兵庫県養父市 飯野弘子 外三百六十二名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。